

I はじめに

1 計画策定の背景

本県では、2013（平成25）年3月に、2013（平成25）年度から2022（令和4）年度までの10年間を計画期間とする「第3次青森県障害者計画」を策定し、障害者に関する各種施策を進めてきましたが、この数年の間に障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。

国の動きとして、次の法律が制定されました。

- ① 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）
- ② 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、「読書バリアフリー法」）
- ③ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

一方、県では、令和2年に、青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例、青森県手話言語条例を制定したところです。

加えて、障害者を取り巻く環境として、次のようなものがあげられます。

- ① 大雨をはじめとする近年の災害事情の変化
- ② 医療的ケア児等支援のニーズの高まり
- ③ 難聴児の早期発見が可能となったことによる難聴児支援のニーズの高まり
- ④ 自殺問題やひきこもり問題の顕在化
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症等対策における障害者への配慮

このような状況を踏まえつつ、今後の本県における障害者施策の推進方向を示すため、新たな視点を加え計画内容を見直すこととしました。

2 計画の性格と位置付け

- (1) この計画は、本県における障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策を推進していくための指針として、本県における障害者を取り巻く状況等を踏まえ、総合的、体系的に基本的考え方や方策をとりまとめたものであり、障害者基本法に定める都道府県障害者計画として位置付けます。

この計画の「生活支援の充実」の事項に掲げられている障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画として、「青森県障害福祉サービス実施計画」を位置付けます。

- (2) この計画は、本県の基本計画である「青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦」の実現を障害者の施策の視点から推進する計画として位置付けます。
- (3) この計画は、「青森県地域福祉支援計画」、「青森県保健医療計画」、「のびのびあおもり子育てプラン」等と整合性を保ちながら、推進を図ります。
- (4) この計画は、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条の規定に基づき、同法の規定の趣旨と整合性を保ちながら、推進を図ります。
- (5) この計画は、読書バリアフリー法第8条の規定に基づき策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条の規定に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」、難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療育推進を総合的に推進するための計画」として位置付けます。

3 計画期間

この計画の期間は、青森県障害福祉サービス実施計画の計画期間との整合を図る観点から、2023（令和5）年度から2026（令和8）年度までの4年間とします。

4 計画の推進に向けた役割分担

(1) 県の役割

- ① この計画に則り、障害者の自立及び社会参加の支援等のため、各種施策を総合的かつ計画的に実施します。
- ② 障害者の自立及び社会参加を支援するため、市町村、ボランティア、NPO等民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を推進します。
- ③ 青森県障害者施策推進協議会（障害者基本法第36条第1項の合議制の機関）において、毎年度、障害者計画については関連施策の実施状況を、障害福祉サー

ビス実施計画については成果目標の達成状況を評価し、委員の意見等を踏まえつつ、PDCA(※1)サイクルを基本としながら各種施策の推進を図ります。

(2) 市町村の役割

各市町村は、障害者にとって最も身近な自治体として自ら策定した市町村障害者計画及び市町村障害福祉計画により、それぞれの市町村の独自性、地域性を考慮しつつ障害者への合理的な配慮を行うなど、計画の着実な推進を図ることが求められています。

また、障害者が必要とする日常的な保健・医療・福祉サービスが、性別・年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、総合的・一体的に提供される体制を確保していくことが求められています。

(3) ボランティア、NPOをはじめ県民一人ひとりの役割

ボランティア、NPO等関係機関、関係団体をはじめ県民一人ひとりが障害者を理解し、地域住民が相互に協力しながら、誰もが地域で生きがいを持って安全に安心して生活できる環境づくりの推進が求められています。

さらに、障害者の自立及び社会参加を支援するため、障害を理由とした差別の禁止や合理的な配慮等、共生社会の実現に向けた環境づくりを行うための役割が求められます。

5 障害保健福祉圏域

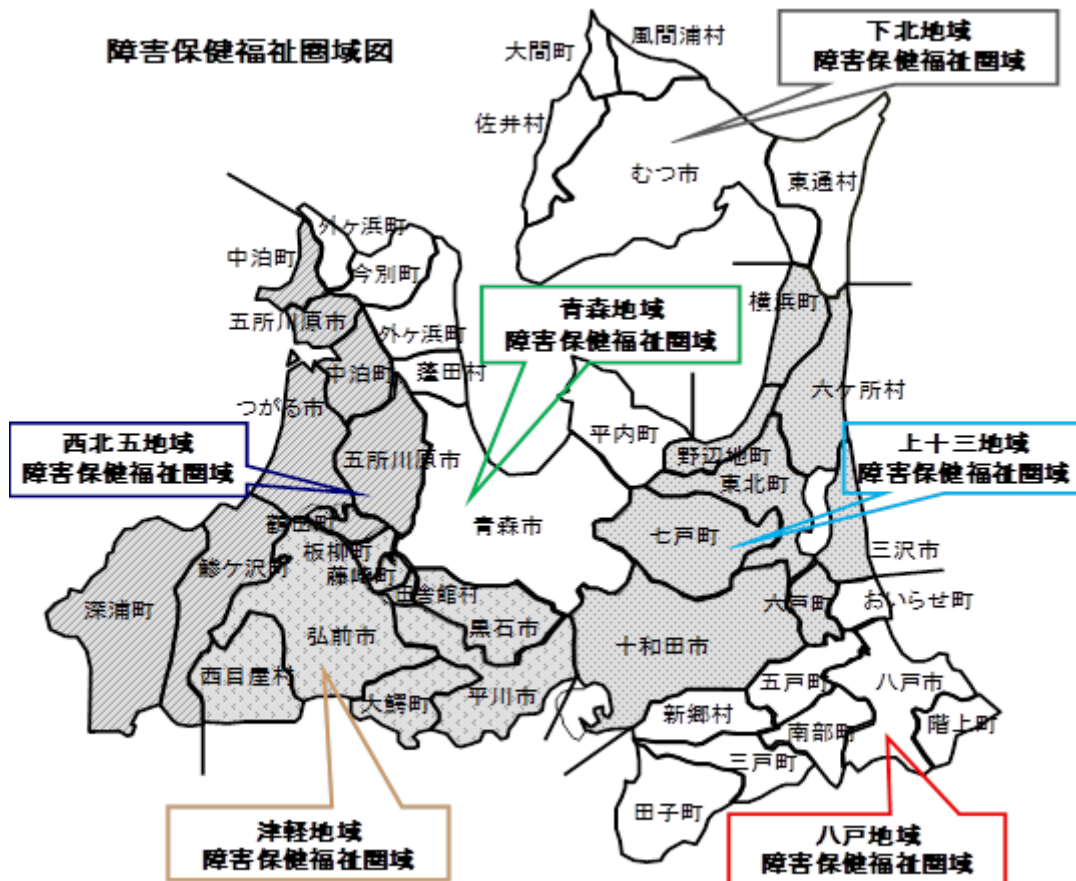
障害者の自立及び社会参加を支援する施策の推進に当たっては、市町村が主体的に住民に最も身近な立場で的確にそのニーズを把握し、地域での生活を支えるための支援を行っていくことが基本となります。

また、単独の市町村からなる市町村域、複数市町村からなる広域圏域（障害保健福祉圏域）、全県域のそれぞれが機能分担を明確にし、各種サービスを計画的に整備することにより、重層的なネットワークを構築することが必要です。

このため、二次医療圏域との整合を図りながら、県内に地域障害保健福祉圏域（複数市町村からなる広域圏域）を6か所設定しています。

誰もが身近なところで必要なサービスが受けられるよう、各圏域内に個々の事業や施設をバランスよく配置しつつ、推進していきます。

圏域名	構成市町村
青森地域障害保健福祉圏域	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町 (1市3町1村)
津軽地域障害保健福祉圏域	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町(3市3町2村)
八戸地域障害保健福祉圏域	八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村(1市6町1村)
西北五地域障害保健福祉圏域	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町(2市4町)
下北地域障害保健福祉圏域	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村 (1市1町3村)
上十三地域障害保健福祉圏域	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村(2市5町1村)
県 計	(10市22町8村)



Ⅱ 総論（計画の基本的考え方）

1 障害者の現状と障害者を取り巻く環境の変化

（1）障害者数の状況

① 身体障害者（児）

本県における身体障害者手帳交付者数（児を含む）は、2022（令和4）年3月31日現在54,998人で、2017（平成29）年の56,979人と比較すると、内部障害を除いた全ての障害種別において減少傾向にあります。（図表1）

障害種別ごとの構成比を見ると、肢体不自由が48.7%と最も多く、次いで内部障害（35.9%）、その他の障害（15.4%）の順となっています。（図表3）

また、等級別に見ると、2022（令和4）年3月31日現在、1・2級の重度の身体障害者は全体の51.5%を占めており、2017（平成29）年と比較すると、やや減少傾向にあります。（図表5）

図表 1

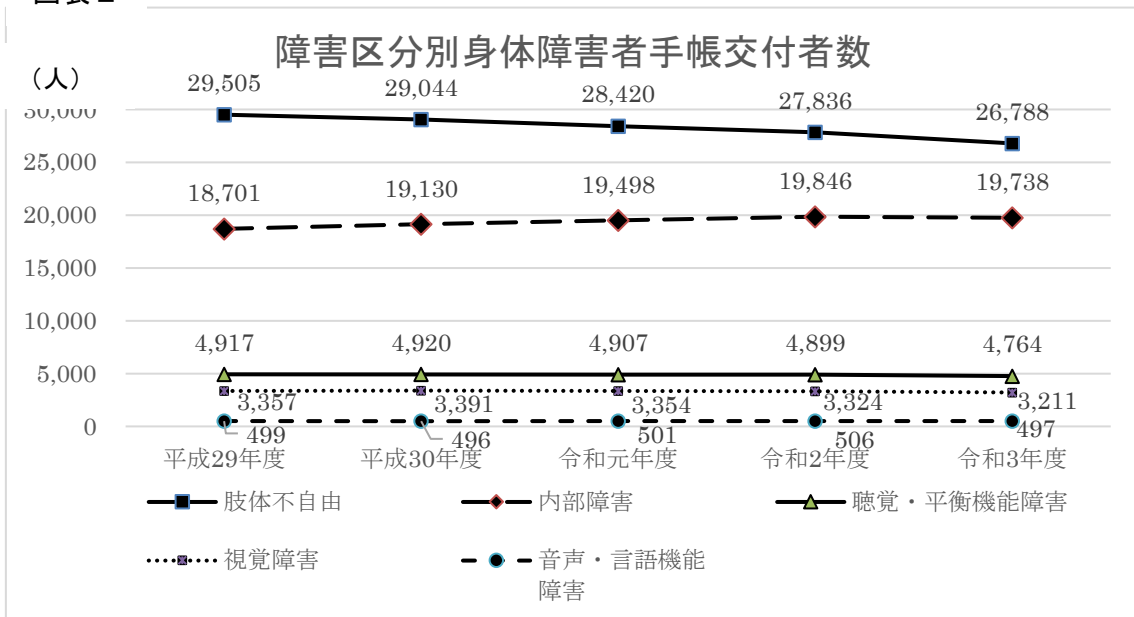
身体障害者手帳交付者数

（人）

年度	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	計
平成29年度	3,357	4,917	499	29,505	18,701	56,979
平成30年度	3,391	4,920	496	29,044	19,130	56,981
令和元年度	3,354	4,907	501	28,420	19,498	56,680
令和2年度	3,324	4,899	506	27,836	19,846	56,411
令和3年度	3,211	4,764	497	26,788	19,738	54,998

（注）青森県健康福祉部調

図表 2



(注) 青森県健康福祉部調

図表 3

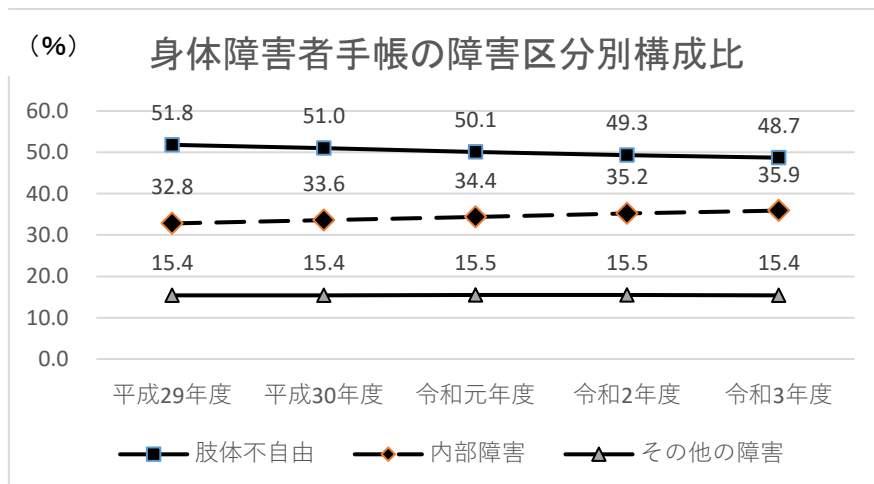
身体障害者手帳の障害区分別構成比

(%)

年度	肢体不自由	内部障害	その他の障害	計
平成29年度	51.8	32.8	15.4	100
平成30年度	51.0	33.6	15.4	100
令和元年度	50.1	34.4	15.5	100
令和2年度	49.3	35.2	15.5	100
令和3年度	48.7	35.9	15.4	100

(注) 青森県健康福祉部調

図表 4



(注) 青森県健康福祉部調

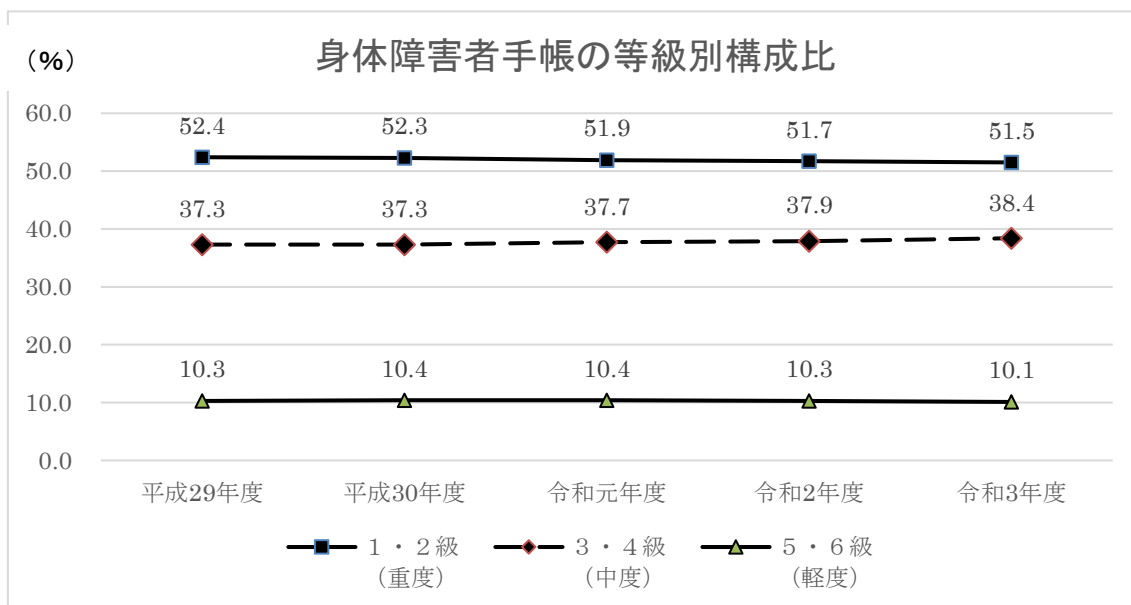
図表 5

身体障害者手帳の等級別構成比

年度	1・2級 (重度)	3・4級 (中度)	5・6級 (軽度)	計
平成29年度	52.4	37.3	10.3	100
平成30年度	52.3	37.3	10.4	100
令和元年度	51.9	37.7	10.4	100
令和2年度	51.7	37.9	10.3	100
令和3年度	51.5	38.4	10.1	100

(注) 青森県健康福祉部調

図表 6



(注) 青森県健康福祉部調

② 知的障害者 (児)

愛護手帳 (療育手帳) 交付者数 (児を含む) は、2022 (令和4) 年3月31日現在 13,865 人で、年々増加傾向にあります。障害程度は、中軽度 (B) が全体の63%と過半数を超えています。(図表7)

図表 7

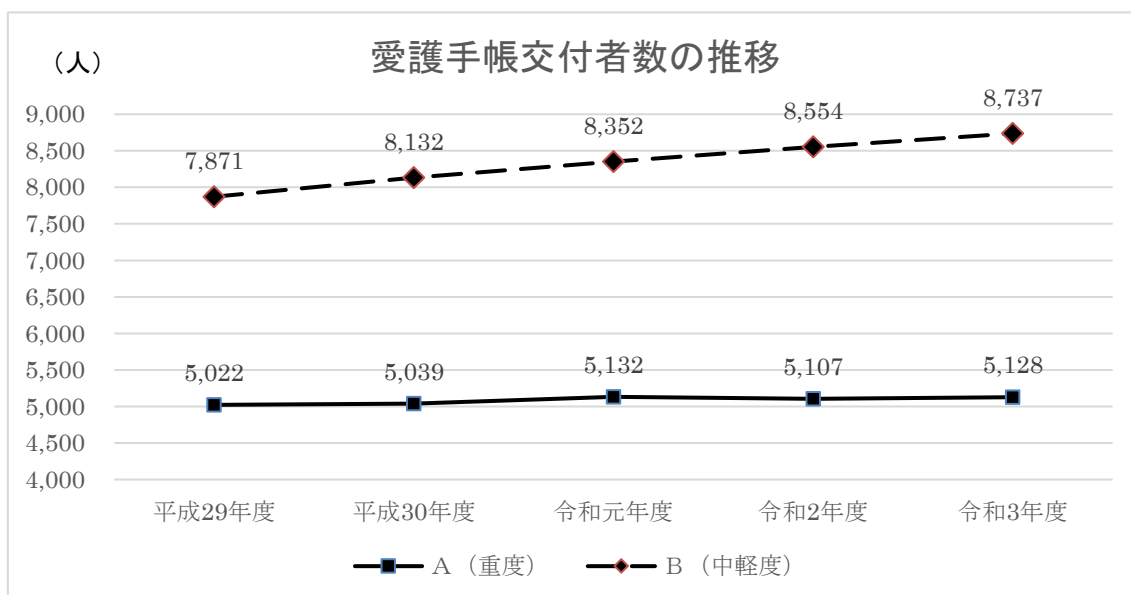
障害程度別愛護手帳交付者数

(人、%)

年度	総数	内 訳			
		A (重度)	割合	B (中軽度)	割合
平成29年度	12,893	5,022	39.0	7,871	61.0
平成30年度	13,171	5,039	38.3	8,132	61.7
令和元年度	13,484	5,132	38.1	8,352	61.9
令和2年度	13,661	5,107	37.4	8,554	62.6
令和3年度	13,865	5,128	37.0	8,737	63.0

(注) 青森県健康福祉部調

図表 8



(注) 青森県健康福祉部調

③ 精神障害者

本県における精神障害者保健福祉手帳交付者数は、2021（令和3）年度末現在12,311人で、2017（平成29）年度末時点の11,882人と比較して増加しています。（図表9）

また、本県における精神科病院の在院患者数は、2021（令和3）年12月31日現在3,555人となっています。（図表11）

一方、精神障害者の公費負担通院延べ件数は、2017（平成29）年度の308,387件と比較して2021（令和3）年度の367,021件で、増加しています。（図表13）

図表 9

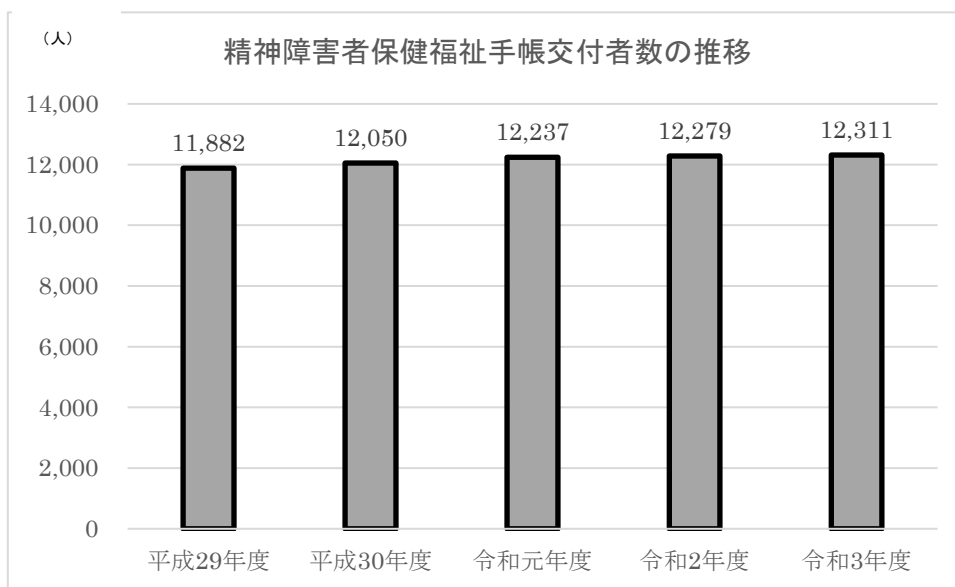
精神障害者保健福祉手帳交付者数

(人)

	1級	2級	3級	計
平成29年度	4,080	6,408	1,394	11,882
平成30年度	3,873	6,642	1,535	12,050
令和元年度	3,712	6,775	1,750	12,237
令和2年度	3,536	6,868	1,875	12,279
令和3年度	3,357	6,969	1,985	12,311

(注) 青森県健康福祉部調

図表 10



(注) 青森県健康福祉部調

図表 1 1

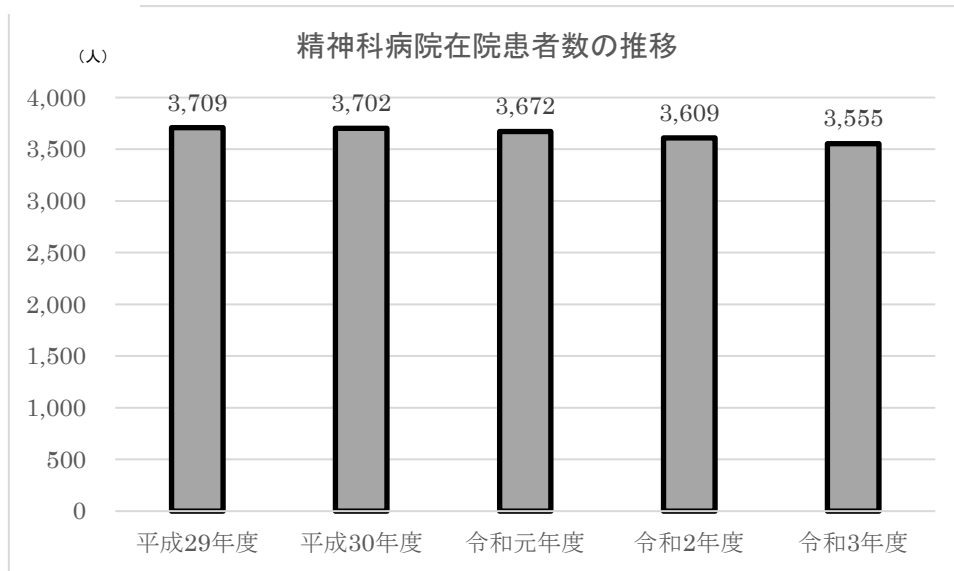
精神科病院在院患者数

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
患者数	3,709	3,702	3,672	3,609	3,555

(注) 青森県健康福祉部調

図表 1 2



(注) 青森県健康福祉部調

図表 1 3

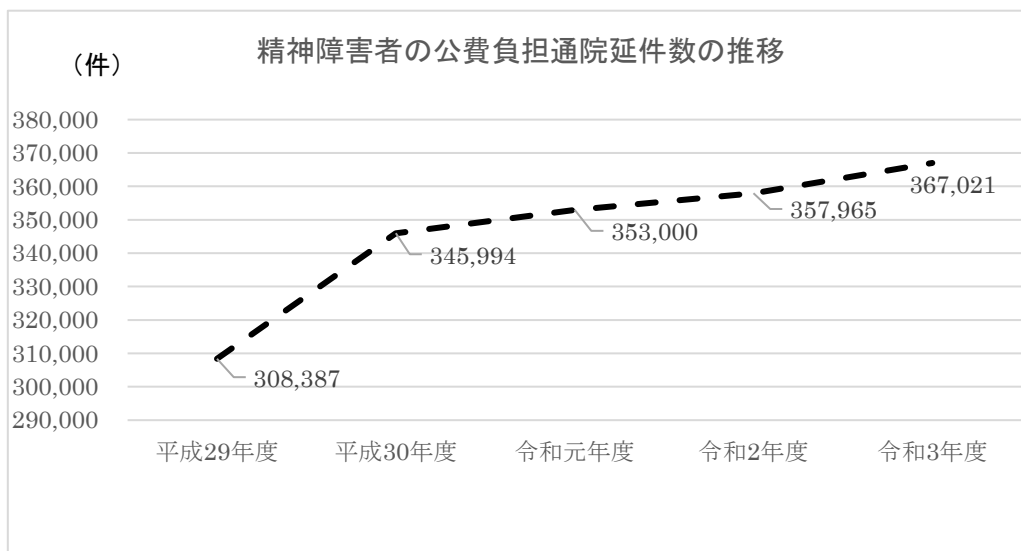
精神障害者の公費負担通院延件数

(件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
通院延件数	308,387	345,994	353,000	357,965	367,021

(注) 青森県健康福祉部調

図表 1 4



(注) 青森県健康福祉部調

④ 重症心身障害児 (者)

本県における重症心身障害児 (者) については、2022 (令和4) 年11月1日現在で18歳以上が265人、18歳未満が74人となっています。(図表15)

なお、重症心身障害児 (者) については、判断基準を国が明確に示していませんが、「大島の分類」という方法で判断することが一般的とされており、当該分類に該当すると判断される「身体障害者手帳の肢体不自由 (下肢1級、体幹1・2級) 又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 (移動機能1級) を所持し、愛護手帳 (療育手帳) の重度 (A) を所持する者」についての状況となります。

図表15

(人)

	重症心身障害児 (者) 数
18歳以上	265
18歳未満	74
計	339

(注) 青森県健康福祉部調

⑤ 医療的ケア児

医療的ケア児（※2）の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資することや、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年9月に施行されました。

本県における医療的ケア児数は、2019（令和元）年9月1日現在166人、2022（令和4）年9月1日現在は164人となっています。

図表16

	令和元年（9月1日現在）	令和4年（9月1日現在）
医療的ケア児数	166人 (対象は20歳未満)	164人 (対象は18歳未満（18歳以上の高校生等を含む）)

(注) 青森県健康福祉部調

⑥ 難病患者

難病（※3）対策をさらに充実させ、難病患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図っていくものとして、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が2015（平成27）年1月1日から施行されました。

難病法が対象とする指定難病（※4）は、難病法の施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされてきた56疾患から、338疾病（令和5年3月現在）に拡大しました。

特定医療（指定難病）受給者数と特定疾患治療研究事業医療受給者数を合計した患者総数は、2022（令和4）年3月31日現在で10,168人となっています（図表17、18）

図表17

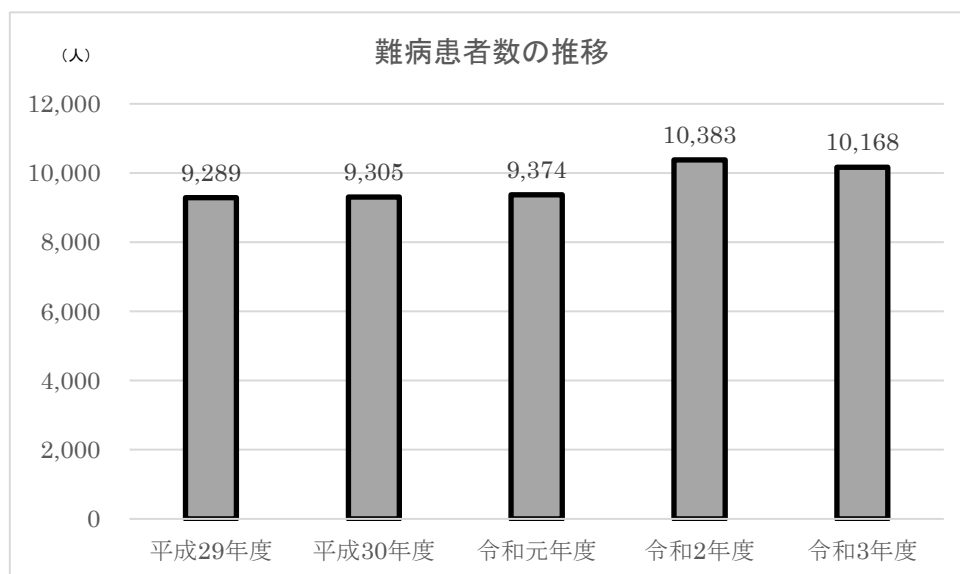
難病患者数（年度末）の推移

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特定医療（指定難病）受給者数	9,283	9,299	9,369	10,378	10,165
特定疾患治療研究事業医療受給者数	6	6	5	5	3
患者総数	9,289	9,305	9,374	10,383	10,168

(注) 青森県健康福祉部調

図表 18



(注) 青森県健康福祉部調

(2) 障害者をめぐる主な法制度

我が国における障害者施策に関する基本法としての位置付けを有する法律を遡ると、1970（昭和45）年に制定された心身障害者対策基本法に端を発します。同法は、心身障害者対策の総合的推進を図ることを目的としたものであり、1993（平成5）年、障害者基本法に改正され、従来の心身障害者に加え、精神障害者についても、障害者と位置付けられることとなりました。

2003（平成15）年からの支援費制度により障害者が自らサービスを選択し契約によりサービスを利用する利用者本位のサービスとなりました。その後、障害者自立支援法による制度を経て、2012（平成24）年に障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が制定されるとともに、児童福祉法が改正され、障害児に対するサービスの充実が図られているところです。

さらに、障害者をめぐり、次の法律が制定されました。

- ① 障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」（2013（平成25）年）
- ② 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（2018（平成30）年）
- ③ 障害の有無に関わらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を

享受することができる社会の実現に寄与することを目的とした「読書バリアフリー法」(2019(令和元年)年)

- ④ 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」(2022(令和4年)年)

(3) 教育の状況

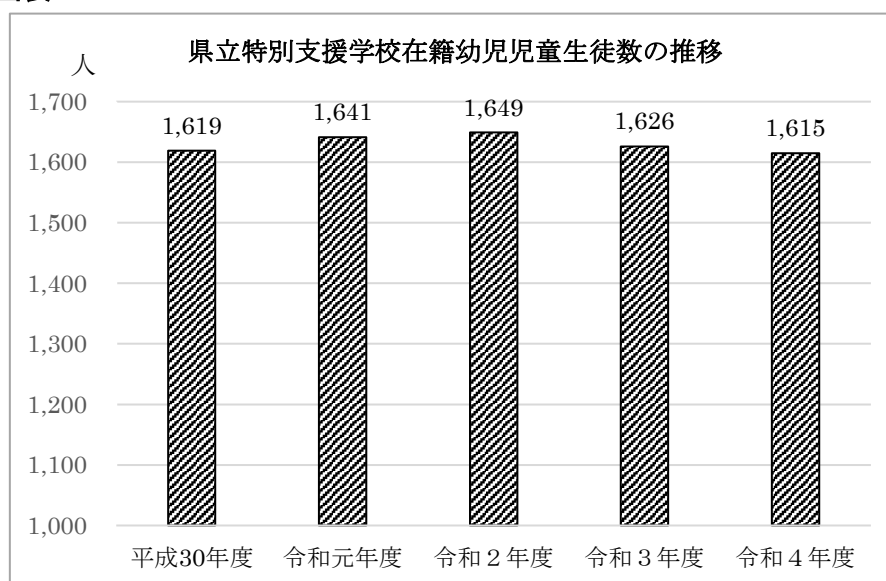
2007(平成19)年4月に「改正学校教育法」が施行され、障害のある児童生徒等の教育は、これまでの特殊学級や盲・聾・養護学校における特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍する全ての学校において実施されることとなり、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育が一層推進されるようになりました。

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との相互理解を図るため、交流及び共同学習を組織的に計画的、継続的に行うことが重要になっています。

県立特別支援学校に在籍する児童・生徒数の推移を見ますと、2022(令和4)年度で1,615人となっており、2018(平成30)年度から4人減少しています。(図表19)

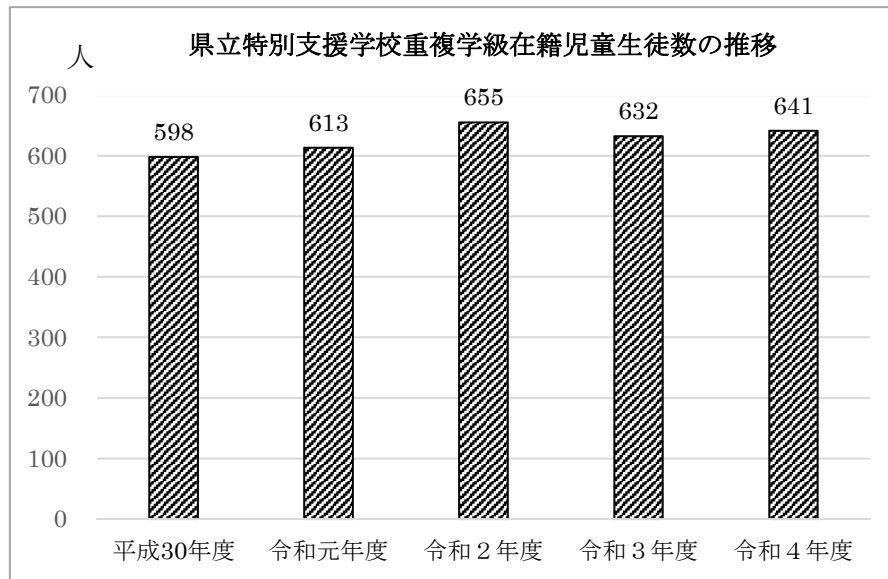
近年、重複障害の児童生徒の在籍数が増えており、特に知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校の重複障害学級在籍児童生徒数が2022(令和4)年度で641人と、2018(平成30)年度から43人増加しており、依然として高い水準にあります。(図表20)

図表19



(注) 青森県教育委員会調

図表20

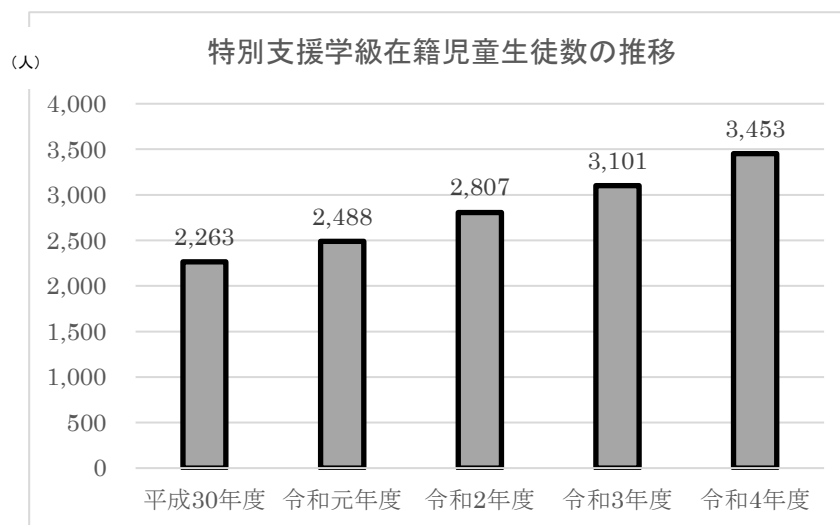


(注) 青森県教育委員会調

また、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移を見ますと、2022（令和4）年度では3,453人と、2018（平成30）年度から1,190人増えています。（図表21）

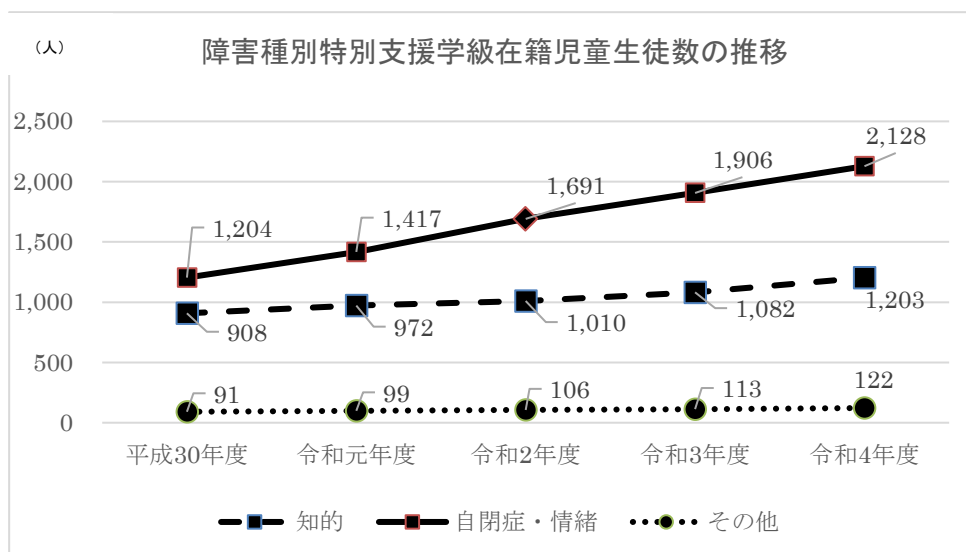
各障害種別で特別支援学級の在籍児童生徒数の推移を見ますと、2022（令和4）年度では、知的障害を対象とする特別支援学級在籍児童・生徒数が1,203人、自閉症・情緒障害を対象とする特別支援学級在籍児童生徒数が2,128人、その他の障害（言語、難聴、病弱・身体虚弱、肢体不自由、弱視）を対象とする特別支援学級在籍児童・生徒数が122人となっており、それぞれ、2018（平成30）年度から、295人、924人、31人増えています。特に自閉症・情緒障害を対象とする特別支援学級在籍児童生徒数が約1.8倍の増加となっています。（図表22）

図表21



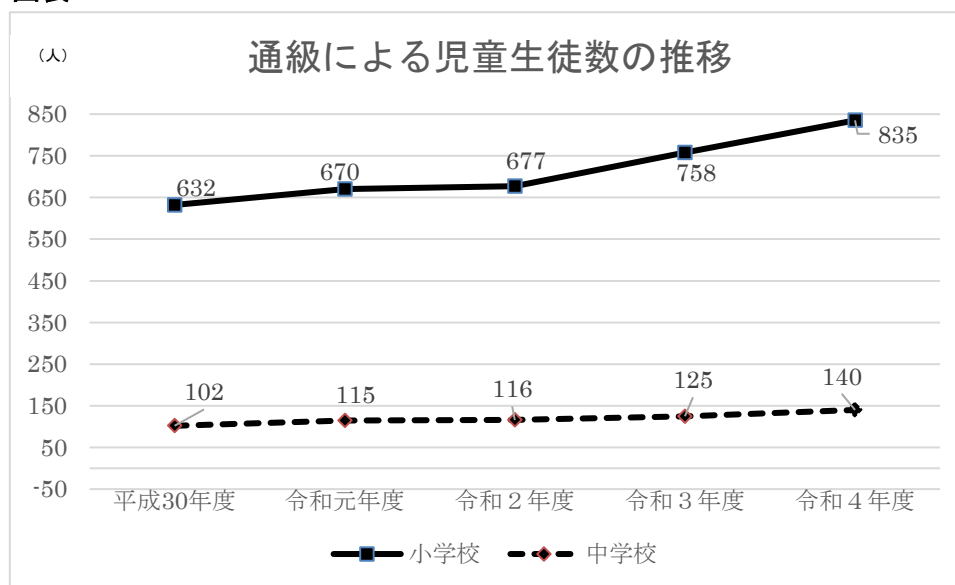
(注) 青森県教育委員会調

図表22



(注) 青森県教育委員会調

図表23



(注) 青森県教育委員会調 毎年5月1日

(4) 障害者の雇用状況

法定雇用率(※5)が適用される民間企業の本県における2021(令和3)年の障害者の実雇用率(実雇用者数に占める障害者の割合)は2.36%で、法定雇用率2.3%を達成しています。(図表23)

また、障害者の産業別の雇用状況では、医療・福祉が32.7%と最も多く、製造業が24.4%が続いています。(図表24)

障害者の求職及び就職件数については、年度によって変動があります。(図表26)

なお、法定雇用率が適用される地方公共団体について、2021(令和3)年の青森県知事部局における障害者の実雇用率は2.95%で、法定雇用率2.6%を上回っています。

一方、その他の青森県機関における障害者の実雇用率は2.27%で法定雇用率2.6%を下回り、青森県教育委員会では1.93%で法定雇用率2.5%を下回っているほか、市町村(教育委員会含む)でも2.12%で法定雇用率2.5%を下回っています。(図表27)

図表24

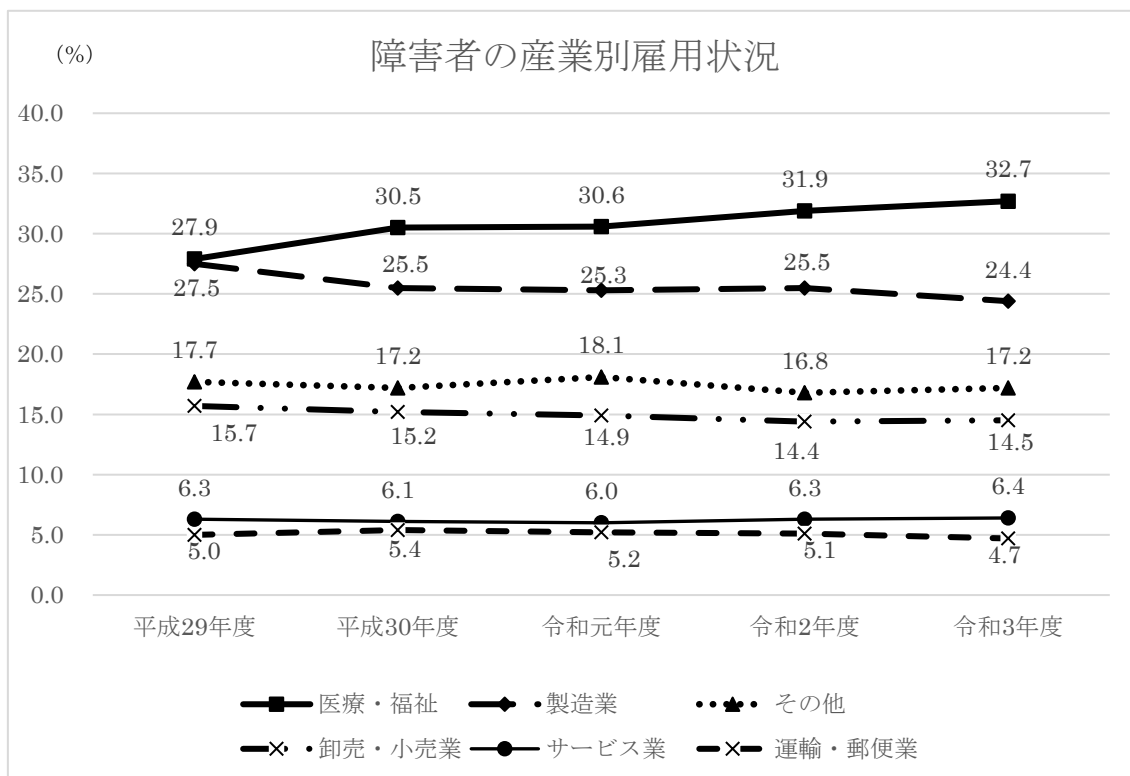
一般の民間企業における障害者数及び実雇用率の推移

(件、人、%)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
企業数(件)	881	1,001	991	991	1,042
障害者数(人)	3,073.5	3,475.5	3,545.5	3,571.5	3,679.0
雇用率(%)	2.06	2.23	2.29	2.30	2.36
達成企業数(件)	503	530	546	536	559
達成割合(%)	57.1	52.9	55.1	54.1	53.6
全国雇用率(%)	1.97	2.05	2.11	2.15	2.20

(注)青森労働局調 毎年6月1日

図表25



(注)青森労働局調 毎年6月1日

図表 2 6

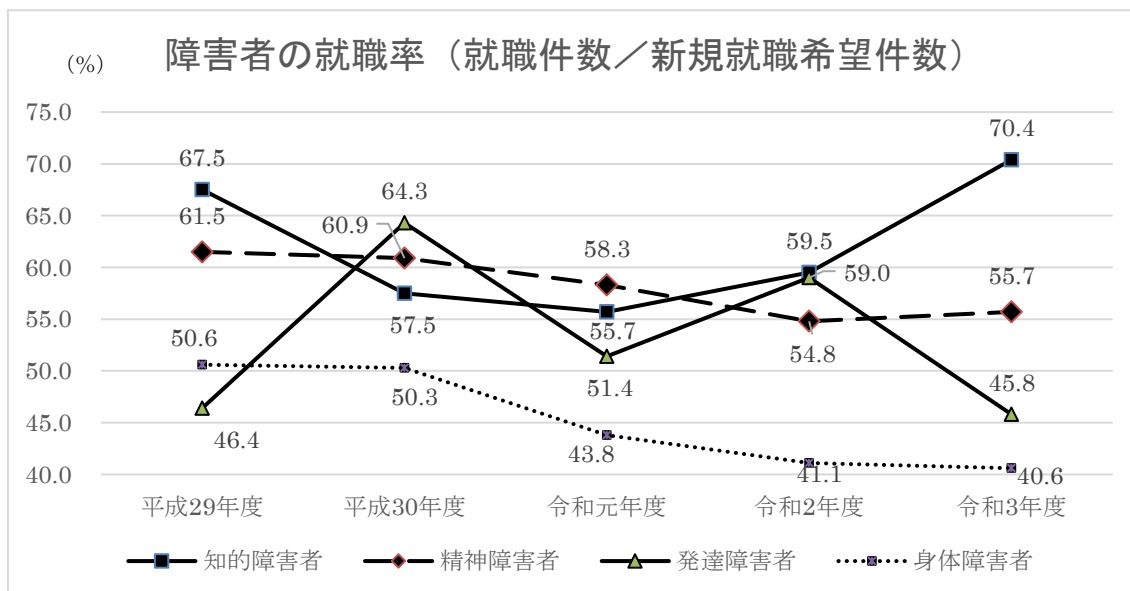
障害者の求職及び就職件数の推移

(件、人、%)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
身 体 障 害 者	新規求職申込件数	601	598	690	565	613
	就職件数	304	301	302	232	249
	就職率	50.6	50.3	43.8	41.1	40.6
知 的 障 害 者	新規求職申込件数	382	358	431	365	338
	就職件数	258	206	240	217	238
	就職率	67.5	57.5	55.7	59.5	70.4
精 神 障 害 者	新規求職申込件数	888	989	1,049	890	987
	就職件数	546	602	612	488	550
	就職率	61.5	60.9	58.3	54.8	55.7
発 達 障 害 者	新規求職申込件数	97	70	144	173	190
	就職件数	45	45	74	102	87
	就職率	46.4	64.3	51.4	59.0	45.8
合 計	新規求職申込件数	1,871	1,945	2,170	1,820	1,938
	就職件数	1,108	1,109	1,154	937	1,037
	就職率	59.2	57.0	53.2	51.5	53.5

(注) 青森労働局調 毎年度 4 月から 3 月まで

図表 2 7



(注) 青森労働局調 毎年度 4 月から 3 月まで

図表 28

		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
青森県知事部局	障害者数	88.0	93.0	102.5	113.5	115.0
	雇用率	2.21	2.33	2.61	2.92	2.95
その他の青森県機関	障害者数	23.0	24.0	18.5	20.5	27.0
	雇用率	2.1	2.15	1.64	1.75	2.27
青森県教育委員会	障害者数	149.0	142.0	142.0	168.0	187.5
	雇用率	1.59	1.54	1.42	1.7	1.93
市町村の機関	障害者数	300.5	319.5	304.5	358.0	395.5
	雇用率	1.84	1.96	1.81	1.96	2.12

(注) 青森労働局調 毎年 6 月 1 日

2 基本理念・施策の柱・横断的視点

(1) 基本理念

住み慣れた地域で、障害のある人もない人も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し、ともに暮らせる共生社会づくりをめざす

障害のある人もない人も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重する社会をめざすという視点は、「誰一人取り残さない」というSDGs(※6)の理念と軌を一にします。

また、これまで取り組んできた施策の継続的な実施の重要性和、障害者を取り巻く環境変化を踏まえると、共生社会の実現は、第3次青森県障害者計画に引き続いて一貫した共通の概念となります。

(2) 施策の柱

「障害・障害者への理解促進と共生」をはじめとした第3次青森県障害者計画で定めた8つの施策の柱については、着実に各施策に取り組んできましたが、これらの施策については継続的に行うことの重要性が求められることから、引き続き施策の柱として実施することとします。

(3) 横断的視点

- ・ 合理的配慮への理解促進
- ・ 心のバリアフリーへの理解促進
- ・ さまざまな場面での機会の確保

障害者基本法では、共生社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提とする旨が規定されています。(第3条第1項本文)

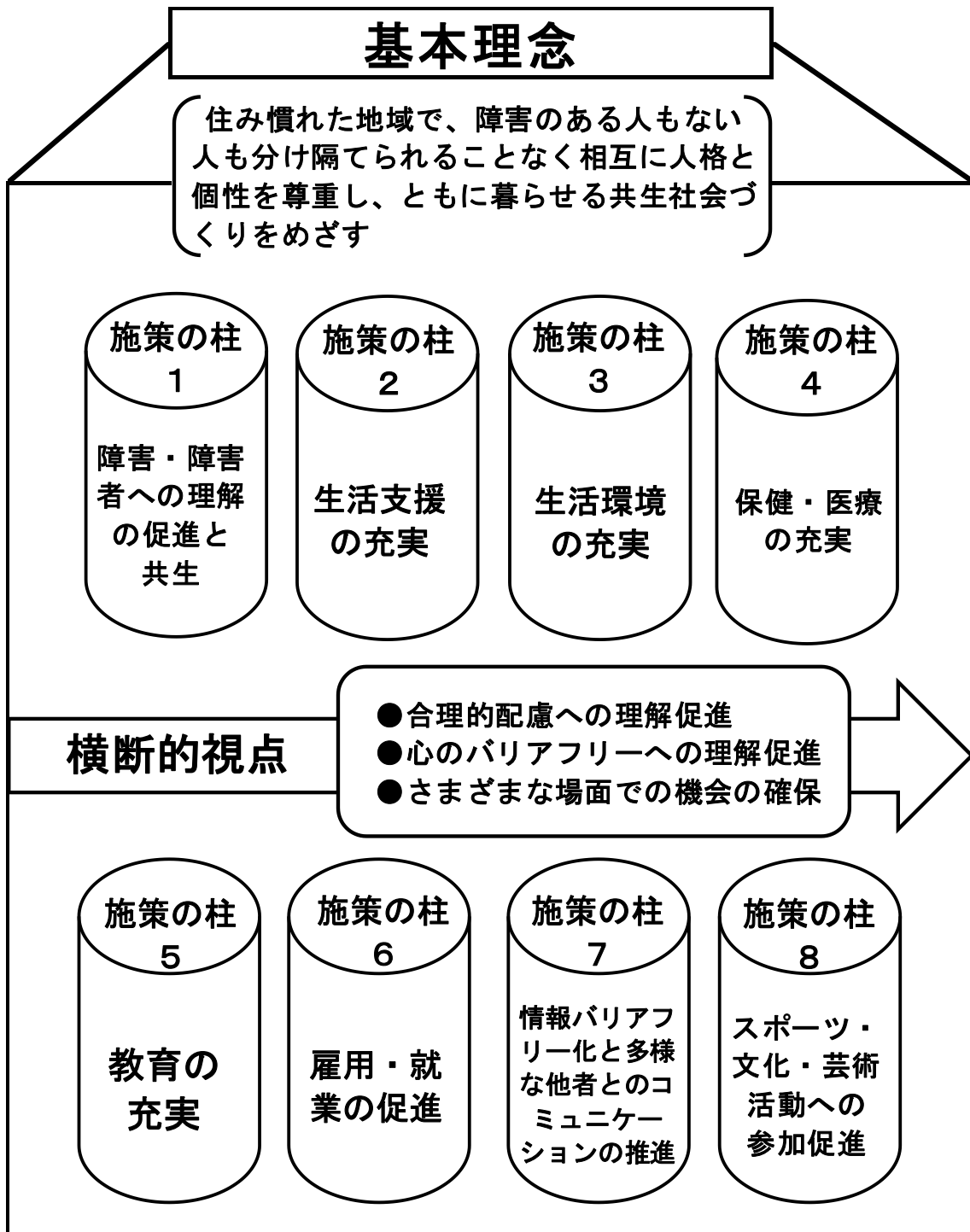
これを実現していくため、すべての障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保と、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会の確保、及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大について規定されています。(第3条第1項第1号、第3号)

また、同法において、障害者差別その他の障害者に対する権利利益の侵害行為が禁止されるとともに、合理的配慮の提供が求められているところです。(第4条)

さらに、共生社会を実現していくため、これまで取り組んできた「ユニバーサルデザインの普及と福祉のまちづくりの推進」に加え、様々な心身の特性や考え方を持つすべての

人々が相互に理解を深めるためコミュニケーションをとり支え合う「心のバリアフリー」の推進が必要です。

本計画全体を通じた横断的視点を踏まえ、本計画の基本理念を実現していくため、障害者本人の支援・家族支援・地域支援を基本としつつ、施策の柱に位置付けられた各施策に取り組んでいきます。



Ⅲ 各論

1 障害・障害者への理解促進と共生

(現状と課題)

内閣府が令和4年に行った「障害者に関する世論調査」によると、「障害を理由とする差別や偏見がある」と答えた人が、88.5%という結果となっています。

このような状況を踏まえ、あらゆる機会をとらえて広報・啓発の充実による障害・障害者への県民理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮、女性障害者への配慮などの考えを広め、各種委員会に障害者本人を含める等障害者の意見を聞いたり、各種イベント等に障害者が参加できる環境を整えていくことが必要です。

障害がある人もない人も分け隔てられることなく「地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる社会」についての理解が必要です。

(1) 障害・障害者への理解促進

(基本的方針)

障害・障害者に対する理解を促進していくとともに、県民一人ひとりが、「地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる社会」である「青森県型地域共生社会」の実現に向け、障害者の差別の解消や権利擁護の推進、虐待防止等に係る県民理解を促進するための各種取組を推進します。

(主な施策)

① 共生社会づくりの推進

○地域社会における共生、障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮等の障害者基本法及び障害者差別解消法に定める基本的な考え方を周知し、共生社会の実現に取り組みます。

○ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発を図ります。

② 行政、企業における職員研修

○行政や企業における職員研修において、障害・障害者への理解促進のための取組を推進します。

③ ボランティア活動の推進

○ボランティア活動を通じて、障害者に関わる機会を設け、障害・障害者への理解促進のための取組を推進します。

(2) 障害者週間をはじめとした広報・啓発活動

(基本的方針)

障害・障害者への県民理解を促進するため、国や市町村、障害者団体等と連携し、障害者週間等を活用し、障害者差別解消法や障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一層の浸透、障害者の権利擁護に係る機運醸成に向けた各種の広報・啓発活動に取り組みます。

(主な施策)

① 障害者週間をはじめとした広報活動の展開

- 障害・障害者への理解を促進するため、障害者の日を中心とした障害者週間（※7）に合わせ、内閣府との共催による作文・ポスターの募集により、普及啓発を図ります。
- 障害者の日を中心とした障害者週間に合わせた事業、福祉教育の推進等により、障害者に対する県民の意識啓発のための取組を推進します。
- 福祉意識の高揚や人権尊重の意識を普及、促進するため、テレビ、ラジオ、各種広報紙、さらにはインターネットなどによる広報活動を展開し、県民の福祉活動への理解と参加のための取組を推進します。
- 2021年（令和3年）6月に障害者差別解消法が改正され、事業者に対し合理的配慮の提供が義務付けられるなど、障害を理由とする差別を解消するための支援措置が強化されたことから、これら改正内容の周知と支援措置に取り組みます。

② 障害者本人の意見の反映

- 障害者本人の意見を施策へ反映させるため、障害者に直接関わる各種審議会等委員への障害当事者、その家族の参画を推進します。

2 生活支援の充実

(現状と課題)

利用者本位の考え方に立って、性別、年齢、障害の状態による個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障害の有無に関わらず安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制を確立する必要があります。

また、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援及び各種サービスの提供を図るとともに、NPO等による社会貢献活動の促進や障害者の権利擁護を推進し、地域生活を支援する必要があります。

(1) 利用者本位の生活支援体制の整備

(基本的方針)

障害者が、地域で安心して暮らすことができるようにするため、市町村における保健・医療・福祉等の各種サービスの一体的かつ広域的な提供体制の構築を推進します。

また、福祉サービス等の利用者の利便性を向上するため、市町村における総合相談窓口の適切な運営やサービス利用手続きの簡素化を推進します。

さらに、社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質の向上を図るため、サービス内容を客観的に評価し、公表する第三者評価機関による評価体制の適切な運営を推進します。

(主な施策)

① 相談・支援体制の整備・充実

- 市町村における保健・医療・福祉包括ケアシステム(※8)の維持・発展の支援、また広域的な支援体制の充実に係る取組を推進します。
- 複合的なニーズを有する在宅障害者の生活を支援するため、保健・医療・福祉、教育、労働などの分野が相互に連携を図り、利用者のニーズに合った多様なサービスを総合的・一体的に提供する障害者ケアマネジメント(※9)体制が構築されるよう、市町村を支援します。
- 精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることが

できるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（※10）」の構築に係る取組を推進します。

② わかりやすい総合相談窓口の設置と利用手続きの簡素化

- 一つの窓口、一度の手続きで行政サービスを受けられる「ワンストップサービス（※11）」に取り組むよう市町村を支援します。
- 行政手続オンライン化の推進により、各種サービスの利用手続きの簡素化に取り組みます。

③ 福祉サービスの向上

- 第三者評価機関（※12）が専門的・客観的な立場からサービスの評価を行い、福祉サービスの質を向上させ、利用者に良質で適切なサービスを提供できるよう、制度の適切な運営の確保を図ります。併せて、評価結果を公表し、利用者の選択に資する情報提供を推進します。
- 利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスの選択ができるよう障害福祉サービス等情報公表制度（※13）の適正な運用を推進します。

（2）障害者の権利擁護の推進

（基本的方針）

障害者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、権利擁護に関する広報・啓発を行うとともに、相談支援体制の適切な運営を推進します。

また、社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質に対する利用者等からの苦情相談を解決するため、第三者機関による苦情相談解決体制の適切な運営を推進します。

さらに、障害者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るため、障害者虐待の防止に関する広報・啓発を行うとともに、市町村と連携した虐待防止体制の適切な運営を推進します。

（主な施策）

① 障害者の権利擁護体制の整備

- 障害者に対する人権侵害を防止するため、国や市町村、関係団体と連携を図り、人権擁護の啓発に努めるほか、相談支援体制の整備・充実を推進します。
- 障害者の権利擁護の相談に応じるため、引き続き相談窓口（障害者110番）を支援するほか、弁護士等の相談チームによる専門相談を推進します。
- 知的障害者など判断能力が不十分な人に対して、その権利を擁護し、自立した生活が

送れるよう、成年後見制度（※14）を活用するとともに、県社会福祉協議会内に設置している「青森県地域福祉権利擁護センター」を中心として実施する日常生活自立支援事業（※15）の充実を推進します。

- 保護者の高齢化等に対応するため成年後見制度の普及啓発を図ります。
- 障害を理由とする差別を防止するため、国や市町村、関係団体と連携を図り、障害者差別解消法及び障害者差別相談窓口の普及啓発を図ります。
- 障害を理由とする差別に関する相談等に対応するため、県及び各市町村の障害者差別相談窓口において相談者に対して必要な助言や情報提供に係る取組を推進します。
- 2021年（令和3年）6月に障害者差別解消法が改正され、事業者に対し合理的配慮の提供が義務付けられるなど、障害を理由とする差別を解消するための支援措置が強化されたことから、これら改正内容の周知と支援措置に取り組めます。（再掲）

② 苦情相談解決体制の充実

- 苦情解決の仕組み（※16）に客観性を持たせ、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を確保して、利用者の権利擁護に係る取組を推進します。
- 公正・中立な観点から第三者機関である「青森県運営適正化委員会」により苦情解決体制を充実して、当事者間では解決できない福祉サービスに対する不満や苦情を公正に解決し、適正な福祉サービスの実現のための取組を推進します。

③ 虐待防止体制の整備

- 障害者権利擁護センター機能を有する県及び障害者虐待防止センター機能を有する市町村について、地域県民局地域健康福祉部（こども相談総室・福祉こども総室）等関係機関との連携を図りながら、虐待防止体制を整備し、虐待の防止・早期発見・早期対応への取組を推進します。

(3) 障害福祉サービス等の充実

(基本的方針)

障害者が、基本的人権を享有する個人としての尊厳に相応しい日常生活や社会生活を地域で営むことができるようにするため、在宅サービス等の障害福祉サービスの充実を図ります。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、「青森県障害福祉サービス実施計画」において、在宅サービス等を含め障害福祉サービスの必要見込量を定め、計画的にサービスを提供します。

(主な施策)

- 障害者の地域生活への移行を進める観点から、訪問系サービス（※17）（居宅介護、

重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を、必要に応じ提供できるようにサービス量の確保のための取組を推進します。

- 現在施設を利用している人や新しくサービスを利用したい人が、希望する日中活動系サービス（※18）（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所）を受けることができるようサービス量の確保のための取組を推進します。
- 施設の整備については、障害福祉サービス実施計画を基に、地域のニーズや必要性を考慮しながら、適正かつ計画的な整備を推進します。また、入所施設については、真に必要なものの整備にとどめることとし、整備する場合には、プライバシーに配慮して個室化やバリアフリー化を進める等住環境の向上のための取組を推進します。
- 入所施設や病院等からの地域生活への移行を進めるために、居住系サービス（※19）のうち地域での居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）の充実及び自立生活援助の利用を推進するほか、相談支援事業（※20）（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）の利用を推進します。
- 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び就労定着支援事業所を計画的に整備し、教育、労働の各分野とも連携を図りながら、施設から就労への移行及び定着を図ります。
- 障害児が身近な地域で障害特性に応じた適切なサービスが受けられるよう、障害児通所支援等（※21）の提供体制の整備等に取り組みます。

（４）地域生活支援サービスの充実

（基本的方針）

障害者が地域で安心して生活できるようにするため、障害福祉サービス制度とともに、地域生活の支援に必要なサービスの充実を図ります。

また、障害者の日常生活や社会生活における利便性を高め、経済的負担の軽減を図るため、相談・生活支援や情報提供支援を行う体制の適切な運営を推進するとともに、医療費助成や福祉用具の給付、各種手当の支給等を適時適切に行います。

（主な施策）

① 地域での生活を支援する在宅サービスの充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、音声・言語機能障害者、内部障害者等に対する点字、手話、発声訓練、オストメイト社会適応訓練（※22）等の更生訓練を行うほか、一般県民に対する点字や手話の研修を行い、意思疎通支援の充実を図ります。
- 在宅の障害者が、積極的に社会参加し、生活の質を高めることができるよう、福祉展や福祉大会の開催を支援するほか、障害者の自主的な活動を支援するなど社会参加の

促進を図ります。

- 市町村が実施する補装具・日常生活用具の給付等を支援し、身体障害者等の社会参加の促進を図ります。
- 重症心身障害児（者）について、障害の特性に応じた切れ目のない支援を確保し、重症心身障害児（者）家族のリフレッシュ事業や介護研修などの開催を推進します。
- 医療的ケア児等及びその家族については、居住する地域に関わらずその心身の状況に応じて適切な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携の充実を図ります。
- 障害者の歯科診療・予防を行う歯科医療機関の体制整備、定期的な歯科健診の重要性についての啓発活動の推進に努め、障害者に対する歯科診療や歯科健診の充実を図ります。
- 地域で生活を営む精神障害者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や交流活動を行うことにより、精神障害者の地域移行と自立を支援します。
- 精神科救急医療システム（※23）の適正な運営により、精神障害者の夜間・休日等における緊急の精神科受診に係る取組を推進します。
- 訪問介護を提供するために必要な知識・技術を有する訪問介護員の養成を図ることを目的とした介護員養成研修を行う養成研修事業者の指定を推進します。
- 福祉サービスに対する理解と関心を高め、福祉サービス事業所への就労を促進するため、青森県社会福祉協議会を青森県福祉人材センターに指定し、社会福祉事業者の従事者・従事志望者の就職のあっせんや相談等の援助、及び啓発・広報事業を行い、地域における福祉マンパワーの確保を推進します。
- 重度・重複障害者（盲ろう者等を含む）、高次脳機能障害者、強度行動障害者等への支援のあり方の検討を推進します。
- 障害の有無に関わらず、必要な保育が行われるよう、県の子ども・子育て支援に係る計画の推進を通じて、市町村に対し、需要に応じた保育の提供を働きかけていくとともに、保育所等において障害児保育を実施するに当たって必要な整備・改修に対する助成を推進します。
- 障害児の保育に当たり、関係機関と連携を図りながら職員の支援技術向上に取り組めます。
- 認定こども園においては、保育と教育を一体的に提供することとされていることから、幼稚園機能部分においても幼稚園における特別支援教育と同様の支援が行われるよう関係機関と連携を図ります。
- 障害児の放課後・夏休みの居場所を確保するため、放課後児童クラブ等での障害児の受け入れを促進するとともに、障害の有無に関わらず児童がともに安全に過ごすことができるよう、活動内容や環境について必要な配慮を促します。
- 児童養護施設等では、軽度の知的障害や発達障害のある児童が増加しており、家庭環境上の問題とあいまって、その自立支援には高度な専門性が求められることから、一人ひとりの障害特性に着目しながら、支援が継続して得られるよう、施設の重層化・体系化を推進するとともに、職員の資質の向上、児童の発達支援・心理的ケア体制の

強化を図り、施設の機能強化を推進します。

- 発達障害児（者）やその家族が在宅で安心して生活できるよう、日常的な相談への対応や本人及び家族同士が集まる場を提供し、ネットワークの構築を推進します。

② 相談・情報提供体制の整備

- 市町村障害者生活支援センター（※24）の活用や身体障害者相談員・知的障害者相談員の配置等により、身近な地域において、障害者に対する総合的な相談・生活支援・情報提供を行う体制の整備を支援します。
- 地域県民局地域健康福祉部（保健総室）の保健師等により、在宅の難病患者やその家族に対する在宅療養支援を推進します。
- 視覚障害者情報センター（点字図書館）及び聴覚障害者情報センターによる情報提供体制の充実を図ります。
- 発達障害者支援センターにおいて、発達障害児（者）に対する相談支援、発達支援、就労支援や関係機関との支援体制ネットワークの充実を図ります。また、研修等の実施により、支援者の技術向上に取り組みます。
- 肢体不自由、重症心身障害児（者）に対する総合的な相談・支援の充実を図ります。
- 障害者、その保護者、介護者などの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助に取り組みます。また、県及び市町村において、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を推進します。
- 社会福祉事業者によるサービス内容の情報の提供の促進を図ります。
- 障害児等療育支援事業（※25）の実施により、在宅の障害児（者）及びその家族に対する療育支援及び相談体制の充実を図ります。
- 小児在宅支援センターにおいて、医療的ケア児等圏域アドバイザーと連携の上、医療的ケア児等とその家族に対する相談支援、情報提供や関係機関との相談体制整備の充実を図ります。

③ 医療費の助成等

- 重度の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する医療費助成等を適切に行い、医療費の負担軽減を図ります。
- 身体障害者等に対する自立支援医療（更生医療、精神通院医療）支給事業（※26）、身体障害児に対する自立支援医療（育成医療）支給事業（※27）を適切に行い、医療費の負担軽減を図ります。
- 小児慢性特定疾病医療費助成や未熟児養育医療の給付事業を適切に行い、患者家庭の医療費の負担軽減を図ります。
- 指定難病の患者に対する医療費助成や特定疾患治療研究事業を適切に行い、医療費の負担軽減を図ります。

④ 福祉用具の開発、供給体制の整備

- 医療・健康福祉分野における新たな産業づくりをめざす「青森ライフイノベーション

ン戦略」を着実に推進し、本県における医療・健康福祉関連産業の創出・育成を推進します。

- 「県民福祉プラザ」における展示による普及啓発を図ります。
- 補装具や日常生活用具の給付等について、市町村に適切に指導、助言できる人財の育成を図り、個人のニーズに的確に対応できる体制整備を推進します。

⑤ 各種手当の支給等による経済的支援

- 障害児を抱える世帯に対して支給される、特別児童扶養手当の適正な認定を行い、経済的負担の軽減を図ります。
- 在宅の重度心身障害者（児）に対して支給する特別障害者手当、障害児福祉手当の適正な給付を行い、経済的負担の軽減を図ります。
- 心身障害者扶養共済制度（※28）の普及啓発を図ります。
- 障害者等に係る自動車税（種別割及び環境性能割）の減免制度等税制の優遇措置の普及啓発を図ります。

⑥ 障害者に対する住宅セーフティネットの構築

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づく、居住支援法人、居住支援協議会等と連携を図るとともに、自立生活援助と居住支援法人の連携等を推進し、障害者が希望する一人暮らし等のための住宅確保の支援を図ります。
- 公営住宅等の供給や優先入居の措置等の促進を図ります。

（5）人財の確保と質の向上

（基本の方針）

社会福祉事業所が提供する障害福祉サービス等の量的・質的な充実と円滑な提供を図るため、サービス提供に携わる人財の養成を計画的かつ効果的に実施します。

（主な施策）

- サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成、サービス提供に直接必要な担い手を確保し、資質向上のための研修を計画的に推進します。
- 障害者の意思疎通を支援する人財を確保し、資質向上のための研修を計画的に推進します。
- 「青森県福祉・介護人材確保定着グランドデザイン」（2016（平成28）年3月策定）に基づき、事業者・事業者団体・従事者・職能団体・養成施設・行政等の関係

主体が一体となった、A L L 青森の推進体制で人財の確保・定着に向けた総合的な取組を推進します。

- グランドデザインにおける重点的な取組として、障害福祉サービス事業所等認証評価制度の実施、事業所情報の公表により、適切な職員処遇や人財育成を行う事業所の人財確保定着を支援します。
- 障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、同様の障害のある人の相談に応じたり、社会参加や地域での交流、問題解決などを支援するピアサポーターを養成し、その活動を支援します。また、地域相談支援事業所等が円滑に「ピアサポート体制加算」を取得できるよう研修の充実を図ります。

(6) N P O、ボランティア等広範な市民活動の推進

(基本の方針)

障害や障害者への県民一人ひとりの理解促進に向け、地域における社会貢献活動やボランティアの育成に係る機運醸成を図るため、小・中学校や高等学校における福祉活動体験等を推進するとともに、N P O、ボランティア団体、市民活動団体等による活動を推進します。

(主な施策)

- ボランティア活動等が地域社会を支える大きな力となり、健全な発展が図られるよう、情報の収集・提供、学習機会の提供等、活動の特性である自主性・自発性を尊重した様々な支援を行い、ボランティア活動等に取り組みやすい環境整備を推進します。
- 小・中学校、高等学校の児童・生徒を対象に障害者の理解を深め、福祉活動を体験し、思いやりの心や地域社会における助け合いの心を育むため、福祉教育を推進します。
- 地域社会におけるボランティア活動を推進するため、ボランティアの育成、相談、登録、あっせん、ボランティア情報紙の発行、ボランティア保険料の一部助成を推進します。
- 社会福祉法人、市民活動、N P O、ボランティアなどと連携し、福祉サービスが効果的に行われるような福祉ネットワークづくりや、地域特性を生かした先駆的な事業、福祉施設機能を活用しての地域福祉活動などを支援します。
- 市町村社会福祉協議会を中心に、地域や近隣のボランティアを組織し、障害者への見守り活動を支援します。

3 生活環境の充実

(現状と課題)

障害者が住み慣れた地域で自立して安全に安心して社会生活を送るためには、建築物、公共交通機関、道路等の居住環境や移動手段が、障害者にとって利用しやすい環境となっていることが求められます。

このため、住宅や公共的施設等のバリアフリー化を推進し、公共交通機関や道路等歩行空間などが障害者にも利用しやすい環境となるよう整備を進めるとともに、これらに関する県民の理解促進を図る必要があります。

また、本県は、東日本大震災や大雨などさまざまな災害を経験し、津波浸水想定区域や洪水浸水想定区域の見直しに取り組んできたところですが、近年、気候の変化とあいまって、大雨や洪水などの局地的な災害が増加して激しさを増す一方、地震や津波といったリスクにも備えていく必要があります。このような状況に対し、年齢、性別、障害の有無等の県民の多様な視点を取り入れた防災対策を確立するため、公助に係る取組等を周知しつつ、県民の自助・共助の意識の向上、定着を図るとともに、効果的な防災訓練の実施などにより、地域の防災力の実効性を高める必要があります。

(1) ユニバーサルデザインの普及と福祉のまちづくりの推進

(基本の方針)

障害者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる住環境の整備を図るため、「あおもりユニバーサル推進基本方針」等に従い、幅広い分野でユニバーサルデザインの考え方に基づく取組を普及啓発するとともに、「青森県福祉のまちづくり条例」等を踏まえ、建築物や交流空間等のバリアフリー化と心のバリアフリーの啓発を推進します。

(主な施策)

- 「青森県福祉のまちづくり条例」を基本に、すべての県民が安心して暮らし、積極的に社会参加できる障壁のない生活環境の整備促進及び心のバリアフリーの普及啓発を図ります。

- 公共的施設における障害者等用駐車区画の適正な利用についての理解と普及啓発を図ります。
- 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する一定規模以上の特別特定建築物について、利用者が円滑に利用できるよう施設の構造及び配置について審査するとともに、それ以下の特定建築物についても認定を行い、バリアフリー化の誘導を図ります。
- 障害者の快適な利用、交流の場、健康づくりのために、公園・緑地や水辺空間の整備を促進し、さらにこれらの公園・緑地内では障害者が円滑に移動及び利用できるような施設を設置する等その充実を図ります。

（「あおもりユニバーサルデザイン推進基本指針」より）

①基本理念

「あおもり」が目指す社会は、すべての人、生活者が機会均等かつ公平に生活目的を自己実現する生活環境にアクセスでき、サービスを受けることができるというユニバーサル社会です。

②目標

ひとりひとりが、住み、働き、遊ぶといった社会生活を普通におくことができ、社会においてそれぞれの役割を果たすことができるこちよく暮らせる「あおもり」をつくる目標は、次の5つです。

- (1) 安全で、ひとひとがふれあえる「まち」が文化を拓くあおもり
- (2) 創意にみち、工夫された「もの」が豊かにいきわたるあおもり
- (3) ひとりひとりに「情報」が等しく、的確に伝わるあおもり
- (4) ひとりひとりを大切にする「サービス」が行き届いたあおもり
- (5) ひとりひとりの「こころ」が豊かでやさしいあおもり

（参考：ユニバーサルデザインの7原則）

- ① だれにでも公平に利用できること
- ② 使う上で自由度が高いこと
- ③ 使い方が簡単ですぐわかること
- ④ 必要な情報がすぐに理解できること
- ⑤ うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- ⑥ 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
- ⑦ アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

（2）移動・交通対策の推進

（基本の方針）

障害者が安全に安心して自由に移動できる環境の整備を図るため、「青森県福祉のまちづくり条例」等を踏まえ、歩道や交通機関等のバリアフリー化を推進します。

(主な施策)

- 歩道については、安全で快適に利用できるように整備を行い、歩行空間の確保を図ります。
- 視覚障害者用信号機、高齢者等感应式信号機等の整備を推進します。
- エレベーターの設置など、鉄道駅のバリアフリー化の支援、ノンステップバスやワンステップバス(※29)車両導入の支援、福祉有償運送(※30)に係る情報提供を図ります。
- 高速道路等のサービスエリア・パーキングエリアや主要な幹線道路で整備を進めている「道の駅」(※31)に障害者等の利用に配慮したトイレ、駐車スペースの設置の促進を図ります。
- 運転免許取得を希望する身体障害者に対する運転適性相談を行うほか、停止処分者講習(中、長期)及び違反者講習を受講する身体障害者には、希望により本人が使用する車両による実車指導を実施します。
- 重度の視覚障害者の行動範囲を拡大するため、また、重度の肢体不自由者や聴覚障害者の日常生活補助を行うため、盲導犬、介助犬、聴導犬の貸与を推進します。
- 公共交通機関において、文字表示での案内等によるバリアフリー化の取組を支援します。

(3) 防災・防犯・交通安全対策の推進

(基本的方針)

障害者が地域で安全に安心して暮らしていくことができるようにするため、防災・防犯意識や障害者等避難行動要支援者の安全確保に関する普及啓発を図るとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援及び事前の福祉避難所の確保等のための取組を推進します。

また、障害者を犯罪被害、消費者被害や交通事故から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止、交通安全意識に関する普及啓発を行うとともに、相談体制の適切な運営を推進します。

(主な施策)

- ① 昨今の災害事情を踏まえた県民の多様な視点を取り入れた防災対策の確立

- 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、必要な指定福祉避難所の確保、避難所における障害特性に応じた支援と合理的配慮、指定福祉避難所への直接避難等が行われるよう市町村の取組を支援します。
- コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える障害者に対する意思疎通の確保の促進を図ります。
- 防災知識の普及、訓練等の機会を活用し、障害者等避難行動要支援者（※32）の安全確保に関する啓発普及を図ります。
- 社会福祉施設、病院等自力による避難が困難な人が多数入所している避難行動要支援者関連施設の耐震性強化等安全性の確保を図るほか、防火安全・防災対策の徹底を図ります。
- 障害者等避難行動要支援者が災害時に安心して避難生活できる環境を提供するため、要配慮者のために特別の配慮がなされた施設等を各市町村において事前に「指定福祉避難所」としての指定を図ります。
- 災害や危機の発生時にあっても、県民が十分に情報を入手し、活用できる環境づくりを進めます。また、やむを得ない緊急時を想定し、各市町村において障害者の情報開示の方法について検討するとともに、災害時の情報伝達方法についての検討に取り組みます。
- 県民の自助・共助の取組を促進し、定着を図るため、自主防災組織の結成・スキルアップや女性（婦人）防火クラブ及び防災ボランティア（※33）の活動促進など、地域ぐるみの防災活動の充実を図ります。
- 災害時における障害者等に配慮した避難体制構築や様々な災害や危機を想定したマニュアルの整備や訓練の実施に取り組みます。
- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）（※34）が効果的に活動できるよう、チーム数の確保に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）（※35）等との合同訓練の実施等により、障害者支援に係る保健医療活動チームが連携した支援体制の強化に取り組みます。
- 災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを構築し、要配慮者支援活動を行う災害福祉支援チーム（DCAT）（※36）のチーム員の養成に取り組みます。
- 大規模災害時には、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」により、要配慮者の宿泊施設への円滑な避難を支援します。

② 緊急時の情報提供・通信体制の整備

- 障害者からの事件・事故等の緊急通報を受理するため、警察で運用している「110番アプリシステム」、「ファックス110番」及び「メール110番」（※37）の普及啓発を図ります。

③ 消費者被害の防止

- 消費者被害の未然防止を図るため、関係機関や地域団体等とも連携しながら、悪質商法などの被害に遭わないため、わかりやすい情報提供及び消費者への普及啓発を図ります。

④ 交通安全対策の推進等

- 春・秋の全国交通安全運動、夏・冬の交通安全県民運動等を通じて、地域、家庭における交通安全意識の普及啓発を図り、交通事故の未然防止を図ります。
- 警察職員に対し、障害のある人に対して適切に対応できるよう、障害及び障害者に対する理解を深めるための教養に取り組むとともに、あらゆる現場での相手の立場に立った警察活動を推進します。

4 保健・医療の充実

(現状と課題)

障害は重複化傾向にあり、保健・医療に対するニーズも高度化し、かつ多様化する傾向にあります。

このため、障害のある人に対し、障害の状況や程度に応じた適切な医療と医学的リハビリテーションを住み慣れた地域で提供できる体制を整えるとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療体制を充実する必要があります。

また、障害に対する正しい知識を普及するとともに、検診の実施等による障害の早期発見・早期治療体制及び障害の軽減を図るための療育・相談体制を整えることも必要です。

一方、近年の本県における自殺者数は、ピークであった平成15年の半数以下にまで減少（平成15年は576人、令和3年は284人）していますが、人口10万人当たりの自殺死亡率は、全国と比較すると依然高い状態にあります（令和3年で全国16.5に対し本県は23.4）。また、いわゆる「ひきこもり」については、支える家族等の高齢化による「8050」問題や、就職氷河期世代の就職難などを背景として社会問題として顕在化しています。

さらに、医療的ケア児等に対する支援や、難聴児の早期発見が可能となったことによる難聴児支援といったニーズにも応えていく必要があります。

(1) 母子保健施策の充実等

(基本的方針)

障害の早期発見・早期治療及び障害の軽減を図るため、母子の健康診査体制や周産期医療体制及び小児救急医療体制の適切な運営を推進します。

(主な施策)

① 母子保健施策の充実

○休日夜間の子どもの急病等に関する相談・支援体制の充実を図ります。また、重症度に応じた小児救急医療体制の充実を図ります。

○市町村が実施主体として行う妊産婦や乳幼児の健康診査や健康教育の充実に向けた

取組を支援します。

- 乳幼児の病気の予防と早期発見等のため、市町村が実施主体として行う1歳6か月児と3歳児に対する健康診査、精密健診及び健康診査結果に基づく育児支援や発達支援の観点も含んだ継続的な指導の充実を図ります。

② 周産期医療体制の整備

- 青森県立中央病院に設置した総合周産期母子医療センターを核として、地域の周産期医療施設間の効果的な連携を図り、ハイリスク妊婦や低出生体重児などに適切な医療を推進します。

(2) 精神保健福祉対策等の推進

(基本的方針)

精神障害者が地域で安心して暮らしていくことができるようにするため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

また、県民を対象とした自殺対策や「ひきこもり」支援対策として、こころの健康づくりのための相談体制の適切な運営等を推進します。

(主な施策)

① 精神保健福祉対策の推進

- 精神保健福祉相談に対応するため、地域県民局地域健康福祉部（保健総室）及び県立精神保健福祉センターにおいて適切な指導、援助を推進します。
- 精神保健福祉従事者の専門知識の向上、処遇技術の取得を推進します。
- 精神障害・精神障害者に対する正しい知識と理解の普及啓発を図ります。
- 精神障害者に対する偏見や差別を解消し、社会参加を促進するため、家族会や当事者の会の活動を支援するとともに周知の充実を図ります。
- 適切な精神科医療を提供するとともに、緊急時の対応体制や連絡体制の確保を推進します。
- 精神科病院に入院している患者のうち、地域における生活に移行するために支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援に係る取組を推進します。

② こころの健康づくりの推進（自殺対策、ひきこもり支援対策含む）

- 地域県民局地域健康福祉部（保健総室）による健康教育、健康相談、思春期相談事業等の充実を図ります。
- 県立精神保健福祉センターにおいて、精神疾患・精神障害の理解の推進に向け、こころの健康に対する普及啓発、電話相談等、地域住民へのこころの健康づくり施策を推

進めます。

- 学校における保健室の機能や相談体制の充実を図るとともに、地域県民局地域健康福祉部（保健総室）の「こころの健康づくり教室」を推進します。
- 職場における精神保健相談体制の充実を図ります。
- 自殺者の減少を図るため、「ゲートキーパー」（※38）の養成やこころの悩みに対応する相談窓口等の普及啓発、自殺対策のための研修等の取組を推進します。
- ひきこもりの状態にある本人や家族への支援として、県立精神保健福祉センターにおいて、相談支援やグループ支援、研修会等の取組を推進します。
- 市町村におけるひきこもり支援の充実を図るため、ひきこもり相談窓口の明確化・周知、支援対象者の実態やニーズの把握、市町村プラットフォームの設置・運営を支援します。

③ 高次脳機能障害者対策の推進

- 高次脳機能障害の拠点となる機関（支援拠点機関）を中心に講演・シンポジウムの開催、リーフレットの作成・配布などの取組を推進します。
- 支援拠点機関に支援コーディネーターを配置し、社会復帰支援のための相談支援、関係機関との調整に係る取組を推進します。

④ 認知症施策の推進

- 認知症について、正しい知識の普及と早期発見、早期対応への取組及び医療・介護サービスを担う人材の育成等を推進します。
- 地域や職域が主体となり、認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守り応援する認知症サポーターの養成を推進します。
- 介護保険施設、認知症対応型の通所介護（デイサービス）や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等において、認知症介護に携わる介護職員等の資質の向上に係る取組を推進します。
- 認知症疾患医療センターにおいて、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上のため引き続き認知症に係る鑑別診断、急性期医療、専門医療相談等の実施を推進します。
- 若年性認知症について、若年性認知症総合支援センターの周知等による相談体制の整備や、若年性認知症の特性を踏まえた支援体制の整備を推進します。
- 認知症の人本人が地域を支える一員として活躍し、社会参加することを支援するため、認知症ピアサポーターの養成を推進します。

（3）障害のある子どもなどの支援

（基本の方針）

障害のある子どもや家族に対するさらなる支援の充実を図るため、発達障害児（者）、医療的ケア児等、難聴児に対する支援を推進します。

（主な施策）

① 相談・療育体制の充実

- 障害のある子どもなどに対する支援の充実を図るため、発達障害児（者）や医療的ケア児、難聴児など、それぞれの障害に応じた支援や、在宅の障害児（者）及びその家族に対する療育支援及び相談体制の充実を図ります。
- 長期にわたる入院や療養生活を続けている慢性疾患及び精神疾患等の子どもの生活向上を図るため、教育（相談）や福祉の充実を図ります。
- 情緒障害や学習障害などのある子どもに対する指導を充実するため、地域県民局地域健康福祉部（こども女性相談総室・こども相談総室・福祉こども総室）において、専門職員の配置や職員の資質向上に取り組めます。
- 心身障害児の早期発見・早期療育の充実を図るため、地域県民局地域健康福祉部（こども女性相談総室・こども相談総室・福祉こども総室）の機能を充実し、相談援助活動を推進します。

② 発達障害児（者）の支援

- 発達障害者支援センターにおいて、発達障害児（者）に対する相談支援、発達支援、就労支援や関係機関との支援体制ネットワークの拡充を図ります。また、研修等の実施により、支援者の技術向上を推進します。（再掲）
- 発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療や支援のできる「かかりつけ医」の育成を推進します。
- 発達障害が疑われる未就学児の初診待機の解消を図るため、医療機関の診断が円滑にできるよう体制の整備を推進します。
- 各ライフステージに対応する一貫した支援体制の構築に向け、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進を図り、地域の実情に応じた体制の整備を推進します。

③ 医療的ケア児等の支援

- 医療的ケアが必要な障害児等及びその家族や支援機関に対して、小児在宅支援センターが、医療的ケア児等圏域アドバイザーと連携の上、相談に応じ、助言や支援を推進します。
- 各地域が自立した支援を行えるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に係る取組を推進します。
- 医療的ケア児を受け入れ可能な短期入所施設の増加促進や研修の実施等により、小児在宅支援機関の増加や支援者技術の向上を推進します。

④ 難聴児支援

- 難聴児の早期発見・早期療育の充実を図るため、協議会を設置するとともに、研修

会の実施や普及啓発等により、体制の整備を推進します。

○新生児聴覚検査に係る取組の推進や早期療育の促進のため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めるとともに、難聴児やその保護者への適切な情報提供の充実を図ります。

○難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を推進します。

(4) 難病対策の推進

(基本的方針)

難病患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図るため、相談支援をはじめとした難病対策を推進します。

(主な施策)

○地域県民局地域健康福祉部（保健総室）において、医療や療養上の悩みに関する相談・支援を充実し、患者・家族の疾病や生活上の不安の解消を推進します。

○難病相談支援センター（※39）に難病相談支援員を配置し、難病患者等の日常生活における相談支援、患者・家族交流会等の活動への支援を推進します。

○難病診療連携拠点病院（※40）に難病診療コーディネーター及び難病診療カウンセラーを配置し、患者等の相談支援、医療機関との調整を推進します。

○患者の安定した療養生活の確保と患者・家族の生活の質の向上を図るため、人工呼吸器を装着して在宅療養を行っている重症難病患者を介護する家族の休息の支援の充実を図ります。

(5) 感染症対策における障害者への配慮

(基本的方針)

新型コロナウイルス等の感染症対策において、障害特性を踏まえた配慮が必要なことから、障害者への配慮についての理解促進や柔軟な対応を推進します。

(主な施策)

○感染時においても、障害のある人が安心して療養できるよう、障害特性を考慮した柔軟な対応を推進します。

○コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える障害者に対する意思疎通の確保を推進します。

- 障害特性により、マスク等の着用やアルコール消毒が困難な状態にある方への理解を図るため、県民への周知を図るとともに、ヘルプカードを活用した取組を推進します。
- 感染症拡大時においても、障害のある人が障害福祉サービス等を継続して利用できるよう、障害福祉サービス事業所等におけるクラスターの防止等適切な指導を推進します。

5 教育の充実

(現状と課題)

障害の重度・重複化、多様化により、個々の障害の状況や程度に応じたきめ細かな教育指導体制の充実と障害の特性に応じた専門性の高い教育が求められています。

このため、専門研修の充実により教職員の資質向上を図るほか、教育、保健、医療、福祉等が相互に連携して、支援体制の充実に努めることが必要です。

また、発達障害等特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応が求められていることから、全ての学校において支援体制を充実していく必要があります。

(1) 特別支援教育の充実

(基本的方針)

障害者の心身のよりよい発達を促進するため、医療、福祉分野等と連携し、障害の早期発見と早期の教育・相談・支援体制の適切な運営を推進します。

また、障害による学習上等の困難を改善・克服し自立を図るのに必要な知識や技能を習得させるため、関係機関と連携し、個別の教育支援計画や指導計画等によるきめ細かな指導、支援を推進します。

(主な施策)

① 障害児に対する早期からの教育・相談・支援体制の充実

- 障害のある幼児の幼稚園就学を促進するとともに、幼児期における特別支援教育に関わる研修により、障害のある幼児に対する指導及び支援の充実を図ります。
- 障害や養育などについての正しい理解を深めるため、保護者を対象とした研修会の開催を推進します。
- 医療、福祉等関係機関との連携を強化し、県総合学校教育センターや県立特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級・通級指導教室における教育相談の充実を図ります。
- 障害のある子どもの就学手続が適切に行われるよう、各市町村教育委員会に対し、情報提供するとともに、必要な指導・支援の充実を図ります。
- 県内6地区に設置されている県立特別支援学校を中心とした特別支援連携協議会を通じて、医療、福祉等関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

② 障害の状態や教育的ニーズに応じた教育の推進

- 全ての学校において、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会となる交流及び共同学習を積極的に推進します。
- 幼稚園、小・中学校、高等学校に在籍する障害のある幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じた指導内容、方法等について検討し、積極的に支援します。併せて、特別支援学級及び通級指導教室における指導のあり方を検討するとともに、指導の一層の充実を図ります。
- 県立特別支援学校において、医療、福祉、労働等関係機関との連携を推進し、キャリア教育の充実を図ります。併せて、高等部においては、職業教育と進路指導の一層の充実を図り、重複障害学級の整備を推進します。
- 重度・重複障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、教員が家庭などを訪問して行う教育の一層の充実を図ります。

(2) 特別支援教育や障害児（者）に対する理解・啓発の推進

(基本の方針)

障害児（者）が、家庭や地域社会から孤立しないで、多くの学習機会を得られるよう支援するとともに、県民の理解の促進を図ります。

(主な施策)

- 障害児（者）の仲間作りや、必要な知識の習得の場を提供するとともに、障害児（者）を持つ親等の学習・情報交換の場を提供し、地域住民との相互理解、相互交流を積極的に推進します。
- 学校施設を地域社会に積極的に開放し、地域住民の学習活動の場としての活用を図るとともに、地域住民や地域の児童生徒との交流を積極的に推進します。

(3) 特別支援教育担当教員等の資質の向上

(基本の方針)

特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に関する専門的知識や技能の習得を目的とした教職員研修の充実を図ります。

(主な施策)

- 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の全ての教員等の資質の向上を図るため、国立特別支援教育総合研究所等への派遣及び県総合学校教育センター等における研修を積極的に推進するとともに、研修の一層の充実を図ります。

6 雇用・就業の促進

(現状と課題)

障害者が経済的に自立し、社会参加するためには、雇用・就業機会を確保し、安定した生活基盤を確立することが必要です。

本県の民間企業における障害者雇用率は上昇傾向にあるものの、令和5年4月に、法定雇用率が原則2.7%（国・地方公共団体等は3.0%、都道府県等の教育委員会は2.9%）に引き上げられるとともに、令和7年4月には除外率が10ポイント引き下げられる予定であるなど、障害者の雇用促進に向け更なる努力が必要となっています。

また、公的部門においては、上記のとおり法定雇用率が民間企業よりも高く設定されていることから、県、市町村においても障害者の雇用促進に向け更なる努力が求められます。

このため、法定雇用率制度の周知徹底と、障害者雇用促進施策の充実並びに国、県、市町村及び関係機関の連携により、障害者の雇用・就業機会の確保に努める必要があります。

(1) 雇用の促進と職場定着

(基本的方針)

障害者の雇用・就業を促進するため、障害者雇用についての県民の理解を促進するとともに、各種制度の活用等による障害者の雇用に取り組む企業への支援及び就労支援・就労定着支援体制の充実を図ります。

(主な施策)

① 障害者の雇用促進

- 障害者の一層の雇用促進と雇用の安定を図るため、国と連携を図り、法定雇用率達成に向けて、障害者に雇用の場を提供する社会連帯責務についての理解を求めるなど意識啓発を推進するほか、障害者の雇用及び職域の拡大を推進します。
- また、県でも「障害者を対象とした職員採用選考試験」や「障害者を対象とした非常勤事務員採用試験」などにより、法定雇用率の達成に係る取組を推進します。

② 障害者雇用推進に取り組む企業への支援

- 事業主団体及び事業主に対して、障害者を雇用する際の作業手順書作成支援や障害者のための職場環境、設備の改善等の各種制度の活用について積極的な周知を図り、障害者の雇用の促進と就業の安定を図ります。
- 知的障害者に対し、就職に必要な指導・訓練等を行うとともに、雇用の促進と職場における定着性を高める職親事業の充実を図ります。
- 障害者を積極的に雇用している企業に対して、物品及び役務に係る競争入札参加資格者名簿登録時の等級格付けにおいて優遇措置を講じるとともに、これら企業の受注機会の拡大を図ります。
- 障害者の雇用促進を図るため、事業者に対して、雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者を委嘱する費用の一部を助成する手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金制度等、各種助成制度の普及啓発を図ります。

③ 障害者の就労支援・就労定着支援

- 障害者の就労や生活の支援のための拠点施設となる「障害者就業・生活支援センター」と連携し、障害者の雇用促進を図ります。
- 障害者の就業能力を高めるための各種制度を活用し、障害者の就労の促進を図ります。
- 農福連携の取組など、多様な分野との連携により障害者の就労の促進を図ります。
- 障害者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関と連携し、障害者の就職後の定着支援体制の充実を図ります。

(2) 障害者の職業能力開発の推進

(基本的方針)

障害者の職業能力の向上を図るため、県立障害者職業訓練校における職業訓練や民間教育機関等における障害者の様態に応じた多様な委託訓練の充実を図るとともに、障害者の各種技能競技大会への参加を支援します。

(主な施策)

- 県立障害者職業訓練校において、障害者の障害特性やニーズに応じ、多様できめ細やかな専門的職業訓練を行うとともに、訓練内容や施設・設備等についても訓練の充実・高度化のために必要な見直しを図ります。
- 民間教育訓練機関や障害者雇用を検討する企業等を活用して、知識・技能及び実践能力を習得するための多様な委託訓練に取り組みます。

- 障害者技能競技大会の開催や全国障害者技能競技大会への参加を支援することにより、障害者の職業能力開発に対する意欲向上を図ります。

(3) 一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化

(基本の方針)

働く意欲のある障害者がその適正に応じて能力を十分に発揮することができるようにするため、一般就労に向けた多様な就業の機会を提供するとともに就労定着のための支援を行います。

また、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃水準の向上を図るとともに、一般就労への移行支援を行います。

(主な施策)

- 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び就労定着支援事業所を計画的に整備し、多様な活動と就労の場の提供及び一般就労の定着に向けた支援を推進します。
- 就労継続支援（B型）事業所で働く障害者の工賃水準を引き上げるため「工賃向上計画」により官民一体となった取組を推進し、福祉的就労の底上げを図るとともに、一般雇用への移行を推進します。
- 障害者優先調達法に基づき、福祉施設等における障害者の仕事の確保に向け、公共調達における競争性及び公正性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会のための取組の促進を図ります。

7 情報バリアフリー化と多様な他者とのコミュニケーションの推進

(現状と課題)

IOT、AI技術等のデジタル技術が進展し、自分に合ったスタイルでデジタル機器・サービスの利用が可能となっているデジタル社会において、全ての障害者が、高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じ、情報の取得や円滑な意思疎通を図ることが可能となってきています。障害者の個々の能力を引き出すことを可能とする機器が開発されてきています。

障害者の「情報力」向上を図るための施策を進め、多様なコミュニケーション手段の確保等を推進する必要があります。

また、障害の有無や障害程度に関わりなく、情報が行き届くよう、字幕や手話付テレビ広報番組の制作や、点字図書や録音図書等の普及、インターネットの利活用などアクセシビリティ(※41)の拡大に配慮するとともに、これらのサービス等についてより広く周知していく必要があります。

加えて、公共機関においては、手話通訳のできる職員を窓口に配置する等、障害者が安心して暮らせるよう職場及び県民の理解促進を図る必要があります。

(1) ICT等デジタル技術を活用した情報バリアフリー化の推進

(基本の方針)

障害者がICT等のデジタル技術を活用して、日常生活や社会生活において必要な情報を取得し、円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、様々な場面でインターネットの利活用などによるアクセシビリティに配慮した取組により、情報バリアフリー化を推進します。

(主な施策)

- 障害に応じた情報通信機器等の普及啓発を図ります。
- 情報通信技術（ICT）を用いる際に特段の配慮を要する障害者等を支援します。
- 聴覚障害者のための字幕、手話付きDVD等による情報提供を図ります。
- 障害者向けに情報通信技術（ICT）に関する基礎的技能講習開催に取り組みます。
- 県等のホームページ等において情報バリアフリー化を推進します。

(2) 「青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」の施策の推進

(基本的方針)

当該条例の趣旨に基づき、障害者があらゆる分野の活動に参加する機会において、他者と交流し、情報を伝達し、互いの感情を理解し合い、円滑な意思疎通を図ることができるようにするため、障害者にとっての多様な意思疎通手段についての県民の理解を促進するとともに、障害者が意思疎通手段を利用しやすい環境の整備を推進します。

(主な施策)

- 「青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を基本に、すべての県民が安心して暮らし、積極的に社会参加できるよう、多様な意思疎通手段があることの理解促進及び意思疎通手段の利用の機会の拡大を図ります。
- 地域における聴覚障害者の円滑なコミュニケーション支援に向け、手話通訳者及び要約筆記者を養成し、聴覚障害者の日常生活における意思疎通の充実を図ります。
- 地域における視覚障害者の円滑なコミュニケーション支援に向け、点訳・朗読奉仕員を養成し、視覚障害者の日常生活における意思疎通の充実を図ります。
- 地域における盲ろう者(※42)の円滑なコミュニケーション支援に向け、指文字、触手話等により通訳を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成し、盲ろう者の日常生活上の意思疎通の充実を図ります。
- 地域における失語症者の円滑なコミュニケーション支援に向け、失語症者向け意思疎通支援者を養成し、失語症者の日常生活上の意思疎通の充実を図ります。
- 障害者が情報を円滑に取得できるよう、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用し、情報発信の充実を図ります。
- 障害のある児童生徒等の教育に関わる教職員を対象に、意思疎通手段及び手話に関する知識向上のための研修に取り組みます。

(3) 「青森県手話言語条例」の施策の推進

(基本的方針)

当該条例の趣旨に基づき、手話は音声言語とは異なる独自の言語体系を有する言語であり、ろう者が日常生活等において、手指の動き、表情等により思想、感情等を表現するために使用してきたことを踏まえ、ろう者が手話を使用して日常生活や社会生活を安心して営むことができるようにするため、手話が言語であることについての県民の理解を促進するとともに、手話を習得する機会を確保するた

めの取組を推進します。

(主な施策)

- 手話の習得を必要とする聴覚障害者及びその家族等並びにろう者の家族等が手話を習得することができるようにするため、手話の習得機会の提供に取り組みます。
- 手話についての県民及び事業者の理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実等に取り組みます。

(4) 情報アクセシビリティの推進

(基本の方針)

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨に基づき、障害者があらゆる分野の活動に参加する機会において、情報の十分な取得利用と円滑な意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が地域に関わらず等しく必要な情報を十分に取得するとともに、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を同一の時点で取得することができる環境の整備を推進します。

(主な施策)

- 聴覚障害者の意思疎通支援の推進を図るため、要約筆記者が現地に出向かなくても、在宅から遠隔による要約筆記ができる環境の整備に取り組みます。
- 障害者が情報取得等に資する機器等を利用できるようにするため、講習会等を実施するとともに、障害者へ機器等の利用方法を指導する人材育成に取り組みます。
- 障害者とその他の者の意思疎通の支援を行う意思疎通支援者の確保、養成及び資質向上のため、研修実施に取り組みます。
- 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」による電話リレーサービスの制度周知や利用促進の充実を図ります。

(5) 読書バリアフリーの推進

(基本の方針)

読書バリアフリー法の趣旨に基づき、障害の有無に関わらず、すべての県民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、視覚障害者等が利用しやすいアクセシブルな電子書籍等の普及及びその量的拡充や質の向上を図るとともに、障害の種類及び程度に応じた配慮を行うことにより、視覚障害者等の読書環境の整備を推進します。

(主な施策)

- アクセシブルな書籍等(※43)の充実、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援を充実するとともに、継続的なサービス体制の整備に取り組みます。
- アクセシブルな書籍等の利用について、市町村立図書館等に対する情報提供、視覚障害者による十分かつ円滑な利用に係る取組を推進します。
- 視覚障害者等がインターネットを利用してアクセシブルな書籍等を十分かつ円滑に利用できるようにするため、サピエ図書館(※44)のサービスについて周知を行い、利用促進を図ります。
- 特定書籍・特定電子書籍等の製作について、製作に係る基準の作成等、質の向上に取り組みます。
- アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等、これに関する情報及びこれを利用するのに必要な情報通信技術について視覚障害者等が入手及び習得するため、必要な支援等に取り組みます。
- 特定書籍・特定電子書籍等の製作及びアクセシブルな書籍等の利用のための支援に関する人材について、これらの養成、資質の向上及び確保に係る支援を行い、円滑な利用の促進を図ります。
- アクセシブルな書籍等の円滑な利用の支援の充実のため、市町村立図書館や公民館図書室等職員、学校図書館担当者を対象とした研修等において、視覚障害者等に対する図書館サービスについて取り上げ、当該職員の資質向上に取り組みます。

8 スポーツ・文化・芸術活動への参加促進

(現状と課題)

障害者がスポーツ大会や文化芸術活動等の社会活動に参加するなど、潤いのある生活を送ることのできる社会環境が求められています。

2011（平成23）年に制定された「スポーツ基本法」において、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うよう、障害の種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ推進するとの基本理念が定められました。

また、2018（平成30）年には、文化芸術が、人々の心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。

このため、障害者のスポーツへの参加機会の拡大を図るとともに、芸術・文化活動において障害者が個性と能力を発揮できる環境を整備し、参加機会の拡大を図る必要があります。

(1) 障害者のスポーツ活動への参加機会の拡大

(基本の方針)

障害者の体力の増強や交流を図り、自立と社会参加を促進するため、障害者のスポーツ活動への参加機会の拡大や障害者スポーツの支援体制の充実を図るとともに、2026（令和8）年に本県で開催される第25回全国障害者スポーツ大会に向け、参加選手や指導者等の育成・強化等に係る取組を推進します。

(主な施策)

- 障害者の各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催するほか、全国大会等への派遣を行い、障害者のスポーツ活動への参加の促進を図ります。
- 障害に応じた適切な指導ができる障害者スポーツ指導員を養成するとともに、障害者スポーツ関係団体の育成を進めることにより、障害者のスポーツ活動を支援する体制の充実を図ります。
- 第25回全国障害者スポーツ大会に向けた障害者スポーツ体験会等を開催し、競技者

の裾野拡大並びに選手及び指導者等の育成・強化を推進します。

- 関係団体と連携し、県内各地域で開催されるスポーツ教室やスポーツイベントのほか、全国大会及びパラリンピック・デフリンピック等の世界規模の大会などについて、団体等の広報誌やホームページ等を活用するなどにより、情報発信の充実を図ります。

(2) 障害者の文化・芸術活動への参加機会の拡大

(基本的方針)

障害者の余暇の充実を図り、その生活を心豊かなものにするため、文化芸術の鑑賞、創作等を通じて、障害者が文化芸術活動を行うことができる環境整備を推進するとともに、障害者の文化芸術活動に対する支援や作品等の地域における発表、展示等の取組を推進します。

(主な施策)

- 「青森県障害者芸術文化活動支援センター」を設置し、関係機関や専門家の紹介、専門的知見によるアドバイス、相談支援に取り組みます。
- 事業所への訪問指導や研修会の開催などにより、芸術文化活動を支援する人材の育成に取り組みます。
- 障害者による創作作品の展覧会を開催するなどし、表現活動の発表機会の確保及び障害者の芸術文化活動について県民への普及啓発を図ります。
- 字幕や音声ガイド、手話等での説明の提供等、文化芸術の鑑賞の機会の拡大に向けた環境整備の充実を図ります。

(用語の解説)

(※1) PDCA サイクル：事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

(※2) 医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器により呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

(※3) 難病：発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって長期の療養を必要とするもの。患者数等による限定は行わず、幅広く対象とし、調査・研究や患者支援を推進する。

(※4) 指定難病：難病のうち「患者数がおおむね人口の0.1%に達していないこと」「診断に関して客観的な指標による一定の基準が定まっていること」の双方の要件を満たし、その難病患者の置かれている状況からみて、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものについて厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定する。

(※5) 法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体等において、一定の割合以上、障害者を雇用しなければならないと定められた雇用率。なお、障害者の就業が一般的に難しいと認められる業種については、障害者の雇用義務を軽減することを目的に除外率が適用される。

事業主区分	法定雇用率				
	2013 (平成25)年 4月1日～	2018 (平成30)年 4月1日～	2021 (令和3)年 4月1日～	2024 (令和6)年 4月1日～	2026 (令和8)年 7月1日～
民間企業	2.0%	2.2%	2.3%	2.5%	2.7%
国、地方公共団体等	2.3%	2.5%	2.6%	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%	2.5%	2.7%	2.9%

経過措置を反映

(※6) SDGs：SDGs (Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。

(※7) 障害者の日：国際障害者年を記念し、障害者問題について国民の理解と認識を更に深め、障害者福祉の増進を図るために設けた日で、毎年12月9日をいう。障害者週間：毎年12月3日から12月9日までの1週間。

(※8) 保健・医療・福祉包括ケアシステム：県民が住み慣れた地域で生涯にわたり健康で安心して生活していくため、地域の保健師をはじめ医療・福祉関係者などが連携し、全ての県民のライフステージに応じ、必要な時に適切な内容で、総合的・一体的な保健・医療・福祉サービスを提供する仕組みのこと。

- (※9) ケアマネジメント：保健・医療・福祉に関する関係機関や専門職員等が、相互に連携・協力し、様々な分野にわたり総合的な福祉サービスを提供すること。
- (※10) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム：精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステム。
- (※11) ワンストップサービス：国や自治体への申請手続きや相談を1か所の窓口または1回で済ませることができるようにするサービス。
- (※12) 第三者評価機関：社会福祉法において規定されたもので、福祉サービスの質の向上を図るため、客観的な基準によりサービスの質を評価する機関。
- (※13) 障害福祉サービス等情報公表制度：事業所の基本情報・運営情報を事業者自らが県へ報告し、情報公表システムを通じて県が当該情報を公表する制度。
- (※14) 成年後見制度：家庭裁判所の手続きを通じて成年後見人や保佐人等が、精神上的障害により判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行う制度。
- (※15) 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障害者など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その者の権利を擁護する仕組み。具体的には、県社会福祉協議会が実施主体となって、利用者との間で利用契約を締結し、「生活支援員」が地域で生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等の援助を行うもの。
- (※16) 苦情解決の仕組み：福祉サービスの利用者が、提供者と対等な関係でサービスを選択できるよう、社会福祉法で規定された利用者保護のための制度。利用者からの苦情や意見を幅広く汲み上げることがサービスの改善を図るという観点から、事業者が苦情解決の責務があることを明確化し、第三者が加わった施設内での苦情解決の仕組みを整備して解決を図ること、施設内で対応できない事例には、県社会福祉協議会に設置した苦情解決のための公正・中立な第三者委員会（青森県運営適正化委員会）が解決を図るという2段階のシステムである。
- (※17) 訪問系サービス：
居宅介護（ホームヘルプ） 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
重度訪問介護 重度の肢体不自由者その他の障害者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
同行援護 視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者の外出時に同行し、移動の援護を行う。
行動援護 自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

重度障害者等包括支援 介護の必要性がとて高い人に居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

(※18) 日中活動系サービス：

生活介護 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

自立訓練 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

就労移行支援 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

就労継続支援 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

就労定着支援 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う。

療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

短期入所 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

(※19) 居住系サービス：

施設入所支援 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

自立生活援助 施設入所支援を利用していた者等に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた支援を行う。

共同生活援助 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスで、知的障害者、精神障害者が対象。

(※20) 相談支援事業：

計画相談支援 障害福祉サービス、地域相談支援を利用する人にサービス利用計画の作成・モニタリングを行う。

地域移行支援 施設や精神科病院に入所(院)している人に住宅の確保など地域生活に移行するための相談等を行う。

地域定着支援 地域生活に移行した人、単身で生活している人に、連絡体制を確保し、必要に応じた相談を行う。

(※21) 障害児通所支援等：

児童発達支援 未就学児に対し、日常生活における基本的な指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。

医療型児童発達支援 上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行う。

放課後等デイサービス 就学児に対し、放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、創作的活動などを行う。

居宅訪問型児童発達支援 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。

保育所等訪問支援 保育所などに通う障害児に対し、施設を訪問し集団生活への適応の

ための支援を行う。

医療型障害児入所施設 障害をもつ児童に対し疾病の治療や看護、医学的管理下での食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助を行う。

福祉型障害児入所支援 障害をもつ児童に対し食事、排せつ、入浴等の介護等、その他の日常生活上の援助を行う。

障害児相談支援 障害児通所支援を利用する障害児の障害児支援利用計画の作成・モニタリングを行う。

(※22) オストメイト社会適応訓練：人工肛門、人工膀胱造設者に対するストマ用器具についての使用方法等の指導を行い、社会適応を高める訓練。

(※23) 精神科救急医療システム：精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するため、輸送体制の整備、輪番制等による緊急時における保護・治療を行う救急医療のシステム。

(※24) 市町村障害者生活支援センター：在宅の障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談、情報の提供等を総合的に行い、在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図るための市町村障害者生活支援事業の拠点。

(※25) 障害児等療育支援事業：在宅の障害児者及び家族に対して、訪問療育や巡回相談を行うほか、施設等職員に対する療育等に対する技術指導を行う事業。

(※26) 更生医療：身体障害者の身体の機能障害を除去し、又は軽減することを目的とする医療で、指定された医療機関に委託し、更生のために必要な医療給付を行う制度。精神通院医療：精神障害者又はてんかんを有する者で通院による治療を継続的に必要とする者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う制度。

(※27) 育成医療：身体障害児の身体の機能障害を除去し、又は軽減することを主たる目的とする医療で、指定された医療機関に委託し、育成のために必要な医療給付を行う制度。

(※28) 心身障害者扶養共済制度：保護者が生存中に一定額の掛け金を納付することにより、保護者が死亡、又は重度障害になったとき、残された心身障害者に終身一定額の年金を支給することにより、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資する制度。

(※29) ノンステップバスやワンステップバス：誰もが乗り降りしやすいように、床面高が低く、乗降口のステップがない、又はワンステップのみの車両で、車いすでの乗降ができるよう、スロープが取り付けられる。

(※30) 福祉有償運送：タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等の十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合にNPO等によって行われる自家用車による輸送サービス。実施には、市町村ごとに設置される「福祉有償運送運営協議会」で当該運送の必要性、料金、運送の区域、輸送体制などの合意を受けて、国土交

通大臣の登録を受ける必要がある。

- (※31) 道の駅：道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域住民のための「情報交流機能」、地域づくりを共に行うための「地域連携機能」の機能を併せ持つ休憩施設。十分な駐車場や清潔なトイレ、道路や地域の情報提供やその他のサービス施設を有し、高齢者や障害者などの利用に配慮している。
- (※32) 避難行動要支援者：障害者、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。
- (※33) 防災ボランティア：実際に現地において、避難所での作業補助や被災者の介助等の支援活動を実施する人。
- (※34) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）：Disaster Psychiatric Assistance Team の略称。災害発生時における精神保健医療機能の一時的な低下や、災害ストレスに対応するため、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う医療チームのこと。
- (※35) 災害派遣医療チーム（DMAT）：Disaster Medical Assistance Team の略称。被災者の命を守るため、災害発生直後の急性期に被災地に迅速に駆けつけ、救急医療活動を行う医療チームのこと。
- (※36) 災害福祉支援チーム（DCAT）：Disaster Care Assistance Team の略称。福祉・介護等の専門職員等により構成され、避難所において、避難者の福祉ニーズ把握、要配慮者のスクリーニング、要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援等を行う。
- (※37) 110番アプリシステム、ファックス110番、メール110番、：聴覚、言語障害のある人がファックスやEメール、スマートフォンアプリ等により、緊急通報ができ、警察本部の通信指令課において受信できるもの。
- (※38) ゲートキーパー：自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及し、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞くことで、必要に応じて専門家につなぎ、見守る役割を担う人材。
- (※39) 難病相談支援センター：難病患者が地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、難病患者等に対する相談・支援及び地域交流活動の促進などを行う拠点として、県が青森県難病団体連絡協議会にセンター事業の運営を委託。
- (※40) 難病診療連携拠点病院：難病に関するより早期に正しい診断をする機能を担い、県内の難病医療の拠点となる医療機関として、県が青森県立中央病院を指定。
- (※41) アクセシビリティ：accessibility 高齢者・障害者を含む誰もが、様々な製品や建

物やサービスなどを支障なく利用できるか、あるいはその度合いを示す言葉。

(※42) 盲ろう者：視覚と聴覚の障害を併せ持つ人のこと。

(※43) アクセシブルな書籍等（アクセシブル：利用しやすいさま）：音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書（Digital Accessible Information System という国際標準規格によるデジタル録音図書）、オーディオブック、テキストデータ、点字図書、拡大図書等

(※44) サピエ図書館（サピエ＝サピエンティア *sapientia* 「知恵、叡智」を意味するラテン語）：目の見えない方・見えにくい方、活字の図書を読むのが難しい方が無料で30万タイトル以上の録音・点字・電子図書を利用できる、インターネット上の電子図書館。

第4次青森県障害者計画策定経過	
年 月 日	内 容
2022（令和4）年10月20日	第1回青森県障害者施策推進協議会 ・骨子案の検討。
2022（令和4）年10月25日	「第4次青森県障害者計画」策定に係る懇話会 ・県内の障害者団体等から15人が出席し、今後重点的に進めてほしいことなどに係る意見交換を実施。
2023（令和5）年 1月20日～1月31日	第2回青森県障害者施策推進協議会（書面会議） ・事務局計画案の検討。
2023（令和5）年 1月25日～2月12日	パブリックコメント
2023（令和5）年2月28日	第3回青森県障害者施策推進協議会 ・パブリックコメント、各委員の意見をもとに計画案の検討。
2023（令和5）年3月	第4次青森県障害者計画策定

青森県障害者施策推進協議会

- 1 設置根拠 障害者基本法第36条第1項

- 2 設置年月日 1994（平成6）年6月1日

- 3 担当事務 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項の規定により次の事務をつかさどる。
 - ①県障害者計画に関し、障害者基本法第11条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - ②県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - ③県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

- 4 委員構成 関係行政機関の職員、学識経験を有する者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者

- 5 定数・任期 16人以内 2年

- 6 委員名簿（2023（令和5）年3月）

氏 名	役 職 等
◎東山 国男	一般財団法人青森県身体障害者福祉協会会長
○對馬 礼子	元青森県視覚障害者情報センター所長（元県立盲学校校長）
青田 俊枝	社会福祉法人青森県社会福祉協議会福祉人材課課長
安保 由美	青森県自閉症協会幹事
石橋 恭之	弘前大学大学院医学研究科教授
小田垣 妙子	一般社団法人青森県視覚障害者福祉会理事
加藤 彰	一般社団法人青森県建築士事務所協会会長
桐原 郁子	特定非営利活動法人青森県精神保健福祉会連合会理事
高橋 孝明	青森県精神障害者福祉事業者協会会長
谷川 幸子	青森県重症心身障害児（者）を守る会会長
烏山 夏子	一般社団法人青森県手をつなぐ育成会副理事長
中村 実希子	八戸市福祉部障がい福祉課副参事
町田 徳子	青森県発達障害者支援センター「ステップ」センター長
山越 亮子	一般社団法人青森県ろうあ協会理事
山本 富士子	青森県社会福祉法人経営者協議会理事
山谷 良子	青森労働局職業安定部職業対策課長

◎会長、○副会長、以下五十音順